

平成 28 年 3 月 15 日 (火曜日)

平成 28 年度当初予算審査特別委員会会議録

(第 3 日目)

平成28年度当初予算審査特別委員会会議録第3号

---

平成28年3月15日（火曜日）

---

出席議員（1名）

議長 星 喜美男君

---

出席委員（15名）

委員長	高橋 兼次君	
副委員長	今野 雄紀君	
委員	後藤 伸太郎君	佐藤 正明君
	及川 幸子君	小野寺 久幸君
	村岡 賢一君	佐藤 宣明君
	阿部 建君	山内 昇一君
	菅原 辰雄君	西條 栄福君
	後藤 清喜君	三浦 清人君
	山内 孝樹君	

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤 仁君
副町長	最知 明広君
会計管理者	芳賀 俊幸君
総務課長	三浦 清隆君
企画課長	阿部 俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携 推進室長	檀浦 現利君
管財課長	仲村 孝二君

町民税務課長	佐藤	和則君
保健福祉課長	三浦	浩君
環境対策課長	小山	雅彦君
産業振興課長	高橋	一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間	三津也君
建設課長	三浦	孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集事業担当)	宮里	憲一君
危機管理課長	阿部	明広君
復興事業推進課長	糟谷	克吉君
復興市街地整備課長	小原田	満男君
上下水道事業所長	及川	明君
総合支所長兼 地域生活課長	及川	庄弥君
南三陸病院事務長	佐々木	三郎君
総務課長補佐	三浦	勝美君
総務課主幹兼財政係長	佐々木	一之君

教育委員会部局

教育長	佐藤	達朗君
教育総務課長	佐藤	修一君
生涯学習課長	菅原	義明君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀	長恒君
事務局長	佐藤	孝志君

選挙管理委員会部局

書記長	三浦	清隆君
-----	----	-----

農業委員会部局

事務局長	佐久間	三津也君
------	-----	------

事務局職員出席者

事務局長	佐藤	孝志
------	----	----

主幹兼総務係長  
兼議事調査係長

佐藤辰重

午前09時59分 開会

○委員長（高橋兼次君） おはようございます。予算審査3日目でございます。本日もよろしくお願いします。

ただいまの出席委員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年度当初予算審査特別委員会を開会いたします。

遅刻委員は今野雄紀委員となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

総務課長より、議案資料の差しかえについて発言したい旨の申し入れがありますので、これを許可いたします。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） おはようございます。

ただいま、委員長に申し上げていただきましたけれども、各委員のお手元に議案第54号、59号から61号関係参考資料として、28年度各種公共工事の概要の調書を机上にあると思いますけれども、77ページからということで、これは実は議案関係参考資料その2に添付されていた資料でございましたが、実は工事内容等には変更はございませんが、一番右端の予算科目の欄が10款の災害復旧費以降、ちょっと項の番号が項ずれですれどおりましたので、新しく差しかえさせていただきたいということでございます。お詫び申し上げますとともに、この資料の説明については、歳出の部分に入りましたら、各工事費の概要を申し上げなくてはいけませんので、その折に細部の説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（高橋兼次君） 昨日に引き続き、議案第54号平成28年度南三陸町一般会計予算を議題といたします。

歳入に対する審査が途中でありますので、引き続き審査を行います。

また、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上行ってください。

13款国庫支出金及び14款県支出金、21ページから27ページまでの細部説明が終了し、審査が途中でありますので、引き続き質疑を続行いたします。質疑ございませんか。三浦委員。

○三浦清人委員 22ページの、地域公共交通確保事業費補助金ということで、確かバスの関係で先般全員協議会の中で説明をされたものなのかななど。歳出では143ページの地域生活交通事業調査委託料というので出しているの、これは違うの。50ページだったか、どこなんだか私もきのう見たんだけれどもなかなかどれなんだろうと思って。50ページの、19節町内循環、名

目がまた違うんだね。歳入と歳出の名目が違って、これに出てるんだ。4,400万円。そうするとこの3,500万円が国から来て、4,400万円が町で、その差額が町で負担という形をとることですね。900万円。わかりました。全員協議会の際に私がお話をさせてもらった障害者については特例といいますか、無料化にできないのかというようなお話をさせてもらいましたが、それからどのような検討をされてどういうふうな方法でいかれるのか、全員協議会でお示しをいただきて、広く議員の方々からご意見を伺いたいということで全員協議会を開いたわけだと思うのでね。そのときに意見が出たわけですから、それがどのように反映されたのか、その辺の内容をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから県支出金なんですが、この県支出金で有害鳥獣に関する予算といいますか、見当たらないので、これは今我が町ではシカの被害が大分広まってるわけですけれども、それに対する県のほうからの何らかの補助といいますか、そういう予算がなかったのかどうなのか。あるいは町として県のほうにそういう要望をしなかったのかどうなのか。あるいは国に対してもそういう駆除に関する要望はしなかったのかどうか、国庫支出金にもないようですし、県支出金の中にも有害鳥獣に関するような歳入が見られなかつたものですから、その辺どのようにお考えなのか。町単だけで十分やれるというようなお考えなのかどうなのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 町民バスの障害者に対する特例措置というところで、過日の全員協議会では福祉関係以外にバス関係については広範なご意見をいただいたところでございます。その中で、障害者についての取り扱いということでご意見を頂戴いたしました。この間全員協議会でお話を回答させていただいた部分と基本的には変わりございません。まず、障害手帳を持っておられる方につきましては、一律100円という形で運行をさせていただきたいと。そういう背景には、今車いすなどを使って福祉有償タクシーを使っておられる方については、ちょっと金額は忘れたんですけども、一定のご負担をいただいているというような背景もございますので、町民バスの障害者割引100円という部分についてはお願いをしたいと。なお、有料化実施後、当分状況をみながら、利用者の数とかあるいはアンケートなどを聞きながら検討していきたいということでございます。基本的には前回のご答弁と同じということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 有害鳥獣関係の国、県の補助金はないのかというご質問

でございますけれども、まず、国のほうには助成事業がございます。それから県のほうでの単独事業というのはございません。それで、議員もご承知のように、有害鳥獣対策につきましては、今年度町単独でございますけれども、電気柵等の設置に係る補助ということで要綱のほうを整備いたしまして、これまで助成事業を行ってきているところでございます。それから、県の猟友会を通じまして、これまで数回シカの駆除活動につきまして、捕獲隊のほうでの活動をして有害鳥獣対策を行ってきているところでございます。そして県のほうに、国の要望等はしていないのかということでございますけれども、現時点では要望はしていないという状況でございまして、国のほうでは鳥獣被害防止総合支援事業という事業があるようございまして、そちらのほうでの事業があるということでございます。

○委員長（高橋兼次君） 三浦委員。

○三浦清人委員 協議会のときにも平等性といいますか、ほかの事業者の関係もあって、町だけが無料が難しいというようなお話は聞いたんですけども、そのときも言いましたように、例えば100円でも往復200円なわけですよ。そうなりますと、課長さんたちは障害者の年金という額、これはご存じかと思うんですが、1日例えば1回200円ずつ、例えば20日使った20回使ったと。そうすると4,000円ですよね。5万幾らかの障害年金で4,000円交通費で引かれるとということになりますと、生活がそれでなされるのかなということを考えませんか。いかにこの交通費で4,000円という負担が大きいということを感じることがなかつたですか。そこを言っているんです。事業として有料タクシーとか、さまざまな事業があることはわかりますけれども、障害者だけでなく介護を受ける方々についても、タクシーを利用するといった方もあるわけで、そういう方はまた別として、私が言っているのはあくまでも障害者に対するそういう無料化ということを話しているわけですから、その辺のところを考えなかつたのかどうか。協議会でそういうふうな話は聞いたんですが、その後の検討はしなかつたんですね。協議会でそのとき話したからそれでいいんだという考え方で今日まできたとしか思えないですから、であれば協議会なんか開く必要ないんです。ただ協議会を開いたと、こういう意見も出たと。しかし我々が考えていたとおりに従ってもらわなくては困るというような従来の手法、やり方では我々の意見、発言というのは一体何なのかなと、どういうふうに反映されているのかなという思いがするものですから、それで改めて今発言しているんですけども、どうですか、その辺。

それから県の猟友会で独自でそういう事業もなされているというようなお話ですけれども、この間もお話をあった町単独での電気柵への補助といいますか、これをやるんだということ

なんですが、それで参事、これはあくまでも個人が電気柵を設置した際に半額ですか、幾らでしたか。最高額幾らまでだかの額を補助するという内容のようでしたけれども、気仙沼市の本吉では、何人かでグループをつくって何ヘクタール、私その数字を今詳しくは記憶にないんですが、ある程度の面積が電気柵をする際には無償で設置できるということで、今本吉では盛んに設置されております。ですから我が町でも半額補助とかそういうものではなく、何人かでグループをつくって、面積を満たした際には無償で設置するような方法ができないのかなということあります。なかなか電気柵では駆除が難しいということで、獣友会の方々もお願いして、県事業としてやっているんでしょうから、県の獣友会で。我が町ではその獣友会に何人の方が加盟されているのかちょっとわかりませんが、1日幾らでお願いしているんですか、県のほうでは。例えば10人出た場合には10人に対して1日幾らですよというようなやり方なのか、あるいは1人幾らとしてやるのか、そういう内容がちょっとわからなっています。県事業だからわからなくてもいいというような答弁になるかどうかわかりませんが、その辺ちょっと内容を聞かせてもらいたい。先般どこの地域でしたか、駆除隊が入るの、山には入らないでくださいとか注意してくださいというのは防災無線で放送になりましたよね。地域の方々はその放送を聞いて、では山に行こうと思ったんだけれどもやめようかとか作業を中止しようかとか、そういったことで町民の方々も協力しているわけですから、そういった観点からどういった内容の事業で駆除の仕方をしているのかということで今質問をしているので、その辺お聞かせいただきたい。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 全員協議会終了後、たくさんご意見を頂戴いたしました。担当レベルでこの内容について考え、いろいろ検討は当然いたしました。この障害者に対する減免という部分につきましても考えたんですけども、やはり答えは同じでございまして、ほかの市、町でもやはり同様のご負担をいただいているという情報をもう幾つか取り寄せましたし、それからやはり現在走っている福祉関係の車両とのバランスという部分も内部では話し合いをしたところであります。今後、障害者の個人個人によってバスに乗る頻度も違うというふうに思いますので、個々のニーズなりあるいはバスに乗った感想なり、有料無料というよりも運行のサービスとかそういった部分も考慮しながら、少し有料化を実施しながらそこで障害者のご意見なども参考にしながら、また改めて考える機会をつくっていきたいと、こういうふうに思っております。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 有害鳥獣関係でございますけれども、まずもって町の補助事業につきましては、個人の方対象でございますけれども、対象事業経費の2分の1補助ということで10万円が限度となっているところでございます。それから、おおむね3人程度のグループで申請された場合の団体につきましては、事業費の3分の2でございまして、上限が20万円というような補助内容となってございます。

それから、ちょっと順序が前後しますけれども、現在捕獲隊のほうで駆除活動を行っているその事業の関係でございますけれども、県事業といたしまして県の猟友会を通じまして当町の捕獲隊のほうに依頼されて実施しているところでございまして、その日当分といいますか、そちらの経費につきましては町のほうでも有害動植物等対策協議会のほうに補助金、助成を出しておりまして、稻等の防除関係の事業もやっている団体でございますけれども、そちらのほうから有害鳥獣対策関係の事業というようなことで必要な経費のほうを助成しているようございます。しかしながらその具体的な1日幾らというようなお金につきましてはちょっと申し訳ございませんけれども把握していない状況でございます。いずれにしてもその活動に係る経費につきましてはそちらのほうから助成しているというところでございます。

それから、気仙沼の本吉のほうでは電気柵等につきまして、グループ等で補助申請をして無償で設置しているというようなお話をございますけれども、気仙沼市のほうから情報を取り寄せましたところ、確かに先ほど申しました被害防止総合支援事業という事業がございまして、そちらの事業を活用して電気柵等の資材を協議会という団体で受け皿となりまして、補助を受けまして協議会のほうから各利用される団体のほうに無償で貸しつけているというそういう事業をやっているそうでございます。その要件といたしましては、まずもって実施主体がその協議会というふうになって、補助の条件がですね、なってございまして、一つにはその被害防止計画を策定するということが条件になっておるようでございます。それから、若干細かいことになろうかと思うんですけども、有害の捕獲とか、被害防除とかそういう取組みが行われていること、それから受益戸数が3戸以上であること、気仙沼市の場合でございますけれども面積が1.5ヘクタール以上ということで、ある程度の一定程度補助事業との兼ね合いもございますので、一定程度広い面積での対象というふうにされているようございます。それからその補助率でございますけれども、定額とその2分の1補助ということでございまして、その事業内容によってその補助内容が決められるということでございます。

それで当町では導入できないかということでございますけれども、当町では被害防止計画が

ございますけれども、その計画内容が平成26年度から来年度28年度までの計画内容となっておりまして、29年度以降の計画を含めてちょうど見直しの時期になっておりますということでございます。それで県のほうにもいろいろ相談をさせていただきまして、導入に当たってはその被害計画が必要だということでございまして、その計画の見直しとあわせてその後に導入するのが一番よろしいのではないかというご指導もちょっとといただいておりますので、そういう方向でさらに条件等の検討をいたしまして、その被害防止計画の見直しとあわせて今後検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（高橋兼次君） 今野雄紀委員が着席しております。三浦委員。

○三浦清人委員 協議会のあと検討したけれども、検討した結果、最初から打ち出しているような結果にしかならなかつたという答弁であります。本当に検討したんだろうかと。そんな思いでありますし、どんな検討会したんだとクエスチョンマークがつくわけであります。一体協議会というのは何だろうなということも考えるわけであります。

それはそれとして、今後障害者についての一応運行させてみたあとでいろいろとまた検討するというようなお話でありますから、検討とか善処とかこの言葉は使わないようにというのは以前答弁の中でいろいろとあったようなこともあるんですけども、そういうことであればそういうふうにしていただきたいと。これ以上今ここで論じても仕方がない。

そこで、話がちょっと別になるんですが、距離でなく区間での、例えば区域で料金が設定になっていますよね、区域。例えば同じ区域、例えば志津川、戸倉エリア、歌津とこうあって、歌津の端から端まで行くのに例えば15分かかると。でも200円だと。しかし、歌津から志津川に行くときに車で例えば5分とか10分で行くところもあると。そのときは200円だと。200円に100円足されるのか、では300円だと。距離的に時間的に何といいますか区間が同じだということと、区間が超えるというか、そうなると料金が違うという、これも少し不公平というかおかしいのではないかと。同じ南三陸町内においてそういうことも起きるということはどうなのかなというお話。

それから車、バスの運行する区域といいますか、道筋といいますか、今まで無料でやっていましたよりも変更になって大変困るやという地域の方々が実際に今お話をされております。ですからそういうことの見直しもやらなければならないという思いで今お話をさせてもらっているので、従来今無料バスで運行されている行程ですね、運行行程はあまり変えないようにしていただきたいという要望が出されておるので、その辺のところどうお考えなのか。

それから参事、できるだけ早く無料の南三陸町は10万円、20万円の補助金、半額の補助金と

か3分の2補助金とかをやる予定で28年度からやるんですが、隣の気仙沼市ではもうことし  
から既に無料の無償の制度を使って、電気柵を設置しておるんですから、なるべく早く1.5ヘ  
クタール3人以上の方々がもう協議会でもグループでも何でもいいんです、団体であればい  
いようなので、そういう方々がまとまってやるのであれば私どもは無償でのほうを選びま  
すよということになるわけですから。そっちの事業に早く切りかえてやっていただきたいと  
いうふうに思います。

それから、駆除についての日当なのか県事業なのかよくわからないということなんですが、  
補助金の中からその日当なり費用なりが出ているんでしょう、町のほうからも出ているわけ  
なんですね。私から初め、例えばシカ1頭とってもとらなくとも撃っても撃たなくとも弾が  
当たろうが当たるまいが、例えば日当として同じ金額をもらうのであれば、何も当たらなく  
てもいいの。これは内容によっては腕が悪くて当たらないのか、目が見えなくて当たらない  
のかそれはわかりませんよ。心優しいために、命をとるということをちょっと感じてしまっ  
てよそに撃ってしまう方もいるのかどうか、それはわかりませんが、そのとってもとらなく  
ても、収穫、収穫と言うのかな、この場合。要するにシカをとってもとらなくとも同じ日当  
だ、同じ額だとなると、私だったら撃たないほうがいいんだ、動かないほうがいいんだ。た  
だ山に行ったと。それから空に向けてバーンと撃っても撃ったということになるんだ。そう  
すると私だったらそっちを選びますよ。楽なほうを。であれば今後のやり方とすれば、やは  
り1頭をとったら撃ったら、駆除をしたらそれに対する対価というのかな、実績というのか、  
1頭幾ら、1頭当たり幾らというような支払方法も一つの手法かなと。ただ行ってください、  
補助金出すから行ってくださいではなく。とったら駆除したら1頭当たり幾らですよと言つ  
たら本気になるわけですよ。私だったらですよ。腕も磨くわけですよ、とるためには。実績  
のない、要するに実績というか、撃たなくとも同じ額を補助金なり何なり日当なりで出した  
って、これはなかなか成果は出ないかと思うんですね。やりがいもないでしょう、行く方々  
も。漁業の漁師ではないけれども、人よりもよけいとりたいと。魚でも何でもとりたいと。  
みんなが5時に行くときは4時半に行こうとか、そうなるんですね。漁ですから。だからそ  
ういうことで、手法を変えるべきではないかなと思うんですがね、いかがでしょうか。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） バスの料金の基準として、距離あるいは時間、さまざま内部で検討  
はさせていただきました。やはり距離にすればなかなか100円で済む場合もあれば500円かか  
る場合もあればということで、その料金設定だけでこの距離と時間というさまざまな矛盾す

ることとか、課題がたくさんあると思うんですけども、その料金で全てを解決する、あるいはカバーするようなということは難しいということでございましたので、やはり一番わかりやすいのはゾーン制ということで、歌津地区内は幾ら乗っても200円という一つのゾーンとしたほうがわかりやすいのではないかというところから、ゾーン制を採用させていただいたというところでございます。

それから、運行のルートの関係でございますけれども、これにつきましては、震災前からずっと絶えない課題の一つでございました。あちらを立てればこちらがということもございましたので、なおさら今はやはり復興のインフラの整備の途中でありますし、それからこれから高台移転のほうで住民がご帰還をされますので、居住の環境も変わってまいりますので、そのめどがついたときにどの辺にどういう形で運行ルートとそれから停留所を置いたらいいかというのをじっくり設定をしていくということにさせていただいております。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 鳥獣関係でございますけれども、現在当町の捕獲隊員の方たちは5名いらっしゃいますけれども、5名の方々はそれぞれほかにも職業を持っていらっしゃる中でそういう活動をしていただいているところでございます。委員ご承知のように捕獲隊員の方も年齢が高齢になってきているということで、今後後継者育成が課題になっているというところでございまして、仕事を持つ傍らそういう活動をやっていただいているところでございますので、将来的にはそういう部分も必要になってくるのかなと思いますけれども、まずもつては将来の後継者の育成を含めてそういう団体活動、継続的にやっていただけるようにそちらのほうでまずもって支援といいますか、やっていきたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。及川委員。

○及川幸子委員 おはようございます。及川です。

1点ほどお伺いいたします。ページ数は22ページです。保健衛生費補助金の中で、浄化槽交付金事業費補助金、説明によりますと40基と昨日説明がありましたけれども、今ことし28年度で集団移転の住宅が引き渡しになるのが、歌津は下水道なのでこれには入らないんですけども、清水団地、それから戸倉団地、それらが28年度で住宅が再建になってくるわけですから、それに伴って40基とありますけれども、清水団地と戸倉団地を合わせると120ほどあるんですけども、その辺40基で大丈夫なのか、そしてまたこの補助率は幾らなのかお伺いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 基数の関係につきましては、昨日も同様の質問がございましたお答えをした経緯がございますが、改めて申し上げますと、この合併浄化槽の補助金40基の部分は、いわゆる被災関係とは別の補助金の事業でございます。被災を受けました高台防集団地も含め個別移転も含めての浄化槽整備につきましては、低炭素社会対応型浄化槽集中整備事業という事業で、のちに復興費の中で補助金が計上されております。その部分では来年度470基ということを昨日も申し上げましたので、そこでご理解をいただきたいというふうに思います。

それと補助率なんですが、町に対しては3分の1補助ということで、730万6,000円の補助金の額となっていますが、事業費的には2,192万円の補助を歳出で予算を組んでございます。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 失礼しましたね。思い出しました、昨日の説明。きょうになって思い出しました、失礼しました。

それと、3分の1の補助ということなんですけれども、これは一般の人たちの浄化槽ということですけれども、3分の1の補助、そして県費がない、こう見たんですけれども県費のほうに見受けられないんですけれども、これは国だけの補助が3分の1なんでしょうか。

○委員長（高橋兼次君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） その部分についてはお見込みのとおりでございます。

従前に合併浄化槽事業が始まったころには県のかさ上げ分の3分の1というのもあったような経緯があるようでございますが、今のところは国費のみの補助ということで、実際の受益者というか設置される方につきましては、町で3分の2を負担する形で、人槽によって低炭素型もそうですが、町のほうで全てを補助していると。定額補助をしているという状況でございます。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 低炭素の分ですね、要するに防臭の分の浄化槽の分は3分の1、同じだということなんですけれども、3分の1の補助だけなんですか。あとは3分の2は町費持ち込みということの解釈でよろしいですか。

○委員長（高橋兼次君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 済みません、低炭素社会対応型の部分は先ほど説明しましたが、基本国費が2分の1になっています。2分の1に震災特例のかさ上げで4分の

3の補助がございまして、4分の1はいったん町の補助的な部分、持ち出しとはなりますが、震災復興特別交付税で入ってくるということで、町の持ち出しは低炭素社会対応型ではございません。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 今の説明なんですけれども、2分の1が国、私も頭も弱いものでこの計算がよく、計算機が手元にないもので、2分の1が国、そして4分の3が交付税。4分の1、ちょっと頭がめぐらないんですけれども、これもう一度説明をお願いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 今はここに予算科目に計上されていますのは、合併浄化槽の部分なんですが、低炭素社会対応型につきましては、後段で説明があると思っていたんですが、基本の国費が補助率が2分の1です。それが東日本大震災の特例で4分の3に国費が引き上げになっていると。それで4分の1は、簡単に言えば震災復興特別交付税で担保されるという状況でございます。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。直接聞いたほうがよろしいんじゃないですか、詳細は。

○及川幸子委員 結局4分の4が国費であってということがわかりましたけれども、なぜかというと私は過疎債がいいのかこちらがいいのかと今比率を出すためにちょっとお伺いしました。わかりました。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかに。今野委員。

○今野雄紀委員 今野です。25ページ衛生費県補助金で1件だけ伺いたいと思います。

自殺対策緊急強化事業50万円とありますけれども、この事業内容について伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 50万円の補助金につきましては、歳出の予算80ページをごらん願います。ここの3目精神衛生費という目がございますが、ここの部分に充当してございまして、ほぼほぼ講師謝金に充当するものでございます。

○委員長（高橋兼次君） 今野委員。

○今野雄紀委員 自殺対策の緊急とついていたものですから、今回あれかと思ったら昨年度も50万円ついていまして、この講師ということはどういった具体的な事業内容をお聞きしたいと思います。そこでいろいろなことを調べますと、心の相談員とかインターネット活用、民間団体の支援とかいろいろな使い分けがあるみたいでありますけれども、当町においてはどういった事

業を具体にしているのか、そしてそれと合わせて緊急ということですので、新聞では交通事故を上回るような方があれしているとかいろいろありますけれども、こういったことはちょっと聞きづらいんですけども、当町においてのこの震災から5年、動向というか、具体的いいんですけれどもふえているのか減っているのか、そういったところをおわかりでしたら伺いたいと思います。

それとあとこの事業に関しては、何か地域の実情に即した対策ということもうたわっていますので、その事業がこの地域に即しているのかどうかも伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは報償費の細かい具体的な内容になりますが、相談事業で6回ほど、心と体の健康づくり教室というものを10回ほど、それからセミナーということで医師を講師に招いての教室が1回ということで計画をしてございます。

それから自殺の件数についてはちょっと手元に資料がございませんので、（「大体」の声あり）大体と言われますが手元にありませんので、数字はお答えできません。

それからもう1つは、地域事情ということでございますが、都市部と地方ではほぼほぼ扱いが違うんだろうと。生活環境も違いますのでその地域事情に合わせた内容のものを行っていただきたいといった趣旨でございます。

○委員長（高橋兼次君） 今野委員。

○今野雄紀委員 ただいま課長より答弁があったんですけども、実態をわからなくしてこういった緊急事業というのはどのような形なのか。それで事業内容としても確かに都市部と地方では違うんでしょうけども、防止するために必ずこの事業をしなければいけないのか、私としてはできればこういった弱者、弱者というのも変な言い方なんですけれども、そういう方が何かこういった対策をしなくても、生活していくような優しいまちづくりというんですか、そういうことも必要だと思うんですが、こういった事業に関しては例年やはり対策が必要なのか、もしこれで足りないようなときはそれに上積みできる何か住民生活に光を注ぐ交付金の活用等もできるらしいので、その対策の方向性というか、今後またこういった事業を継続していくのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） まずもって補助の緊急という名目がついているのは、こういった事業名ということで、こちら市町村側で何ともできないところがありますのでそこはご理解をいただきたいと思います。

それから事業につきましては、やはり必要なものだと理解をしておりますし、この事業だけで自殺といった事例が防げるのかと言えば、この事業を実施したからすべからく大丈夫だということでもないとは思いますので、どこまでそういった対策ができるか今後必要な事業を検討して実施してまいりたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（高橋兼次君） ないようありますので、13款国庫支出金及び14款県支出金の質疑を終わります。

次に、15款財産収入から20款町債まで28ページから35ページまでの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 予算書28ページをごらんください。

15款の財産収入 1項財産運用収入の1目財産貸付収入、その中の土地貸付収入が1,530万9,000円ございますが、そのうち防集団地の土地の貸し付けに係る部分が538万9,000円ほど含まれてございます。

29ページの上欄、財産売払収入の生産物売払収入、サケ稚魚の売り払い代金486万円、これは300万尾掛けることの1.62円で積算してございます。

その下は不動産売払収入の土地売払収入、町有地の売り払い収入5億7,754万7,000円、これは防集団地の町有地の売り払い収入でございます。全額復興交付金に積み立てて、いずれ最終的にはこれは国へ返還する財源となります。

樹木の売払収入、立木の売払収入740万1,000円、これは分収林新井田の契約会の部分でございます。

その下の素材生産売払収入2,186万円。素材生産を街道方地区22.9ヘクタール、払川地区11.4ヘクタール予定してございます。

16款の寄附金 2目総務費寄付金のうち、ふるさと納税寄付金500万円、前年度と同額の計上でございます。

30ページをごらんください。

17款の繰入金基金の繰入金でございますが、11目の財調の繰入金以外は全て特定財源でございます。充当した事業の大きなところを申し上げたいと思います。

まず1目の緑豊かで活力あるふるさと創造基金繰入金、全部で11件の事業に充当してもございますけれども、大きいのがおらほのまちづくり支援事業の補助金、照明のLED化工事、

水産ブランド振興事業、これらが大きい事業でございます。

次に、ふるさとまちづくり基金の繰入金、これはふるさと納税の積み立て部分からの繰り入れになりますけれども、失礼しました、前言を撤回いたします。緑豊かで活力あるふるさと創造基金につきましては、南三陸の森林の認証事業、それと耕作放棄地の対策事業、あとバイオマスの利活用促進協議会の交付金の財源でございました、失礼いたしました。

次のふるさとまちづくり基金についてがおらほのまちづくり支援事業、照明LED化工事、あとは住宅用の太陽光の発電システムの設置事業、あとは水産ブランド振興事業等に充当してございます。

3目の地域経済活力創出基金の繰入金2,405万円、これにつきましては、3つの事業に充当してございます。起業支援の補助金、新規学卒者の臨時職員の賃金、新規学卒者の雇用促進奨励金、これら3つの事業に充当してございます。

4目人材育成基金の繰入金、これは看護、介護の学生の就学資金、この貸付金の財源としてございます。

震災復興基金の繰入金、1億7,123万2,000円。これは全部で9件の事業に充当していますが、大きいのがGISの導入業務、定住促進住宅の移築等の工事費、育英資金の貸付金、市街地伊里前の市街地の整備事業、これらの財源が大きなところでございます。

復興交付金基金の繰入金、270億円ほど繰入でございます。全部で53件の事業でございます。復興交付金の事業でございますので、大きい事業が水産加工場の施設整備18億6,000万円ほどです。災害公営住宅整備118億8,000万円、被災市街地の土地区画整理事業127億円、防災集団移転促進事業117億円、100億円以上はこういった事業でございます

次に7目の地域復興基金繰入金、これは全部で25件の事業に充当していますが、大きい事業が水産加工業の従業員の宿舎の整備事業の補助金、あとは水産加工業の従業員の家賃の補助、商店街の共同施設の整備、子ども医療の助成金、東日本大震災に係る被災者の住宅再建支援の補助金等が大きい事業になります。

減債基金の繰入金2,200万円程は、これは災害援護資金の償還金に充てる財源でございます。役場庁舎の建設基金は1億8,000万円、今回繰入を行ってございます。繰入後の現在高見込みは6億7,500万円でございます。

被災市街地復興土地区画整理事業基金の繰入金2億8,300万円、説明欄記載のとおり土地区画整理事業の財源でございます。財調は5億円繰り入れてございます。財源調整のためでございますが、繰入後の現在高見込みとしては78億円となる見込みでございます。

次に18款の繰越金、本年度は2億5,000万円計上してございます。27年度の3月補正後、予備費が約5億円ございますのでその2分の1相当ということで見込んでございます。

31ページの一番最下欄、貸付金元利収入の民生費貸付収入、災害援護資金貸付金元利収入85名分を計上してございます。

32ページをごらんください。

19款諸収入の4項雑入1目給食事業収入ということで、学校給食費現年度の保護者負担金として、小学校は554名、単価が280円です、1食当たり。中学校1、2年生が227人、中学校3年生が113人。中学生については1食当たり330円で積算計上してございます。

雑入の33ページ、下段になります。二酸化炭素吸収量売扱収入432万円でございますが、C O<sub>2</sub> 1トン当たり1万円掛けることの400トンの売扱収入でございます。収入先がNTTドコモ、それとフロンティアジャパン、それぞれ半分ずつでございます。

34ページをごらんください。

商工費雑入の中小企業基盤整備機構仮設施設撤去費助成金1億1,000万円。これは旭ヶ浦の仮設の施設の撤去、これに5,000万円。さんさん商店街の施設の撤去費で6,000万円、合わせて1億1,000万円の計上でございます。

20款の町債については、先にご説明申し上げましたとおりでございます。

以上細部説明とさせていただきます。

○委員長（高橋兼次君） 暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前10時56分 休憩

---

午前11時10分 開議

○委員長（高橋兼次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。総務課長より発言したい旨の申入れがあるのでこれを許可いたします。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 説明欄でちょっと桁数を誤ってご説明申し上げましたので修正させていただきたいと思います。17款の繰入金の6目の復興交付金基金の繰入金の財源の充当先で桁数を誤って申し上げてしまいました。改めて修正して申し上げたいと思います。

水産加工場の施設整備に対して18億6,000万円、災害公営住宅の整備に118億8,000万円、失礼しました、30ページでございます。30ページの基金繰入金の6目の復興交付金基金の繰入金、全部で270億円程基金の繰入を行っておりますので、主な充当先を申し上げます。水産加工場の施設整備に18億6,000万円、災害公営住宅整備に118億8,000万円、被災市街地の土地区

画整理事業、これに12億7,000万円でございます。あと防集、防災集団移転促進事業に11億7,000万円。以上のような形で修正させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（高橋兼次君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、15款財産収入から20款町債までの質疑に入ります。質疑ありませんか。小野寺委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。1点だけ、32ページの一番下なんですけれども、東京電力損害賠償金、とりあえず1,000円とありますけれども、これは町が被った損害を請求するということなんだと思うんですけれども、これまでこれを行わされてきたのか、行われてきていればその金額とかあるいはことしこれをやる必要があるのかどうかをお伺いします。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 先の27年度の予算補正、最終の補正でご説明申し上げた経緯がございますけれども、その際は2,900万円程、27年度分としていただいております。これは震災復興後、暦年発生した部分の残りの部分をいただいた内容でございますので、一番大きいのが焼却灰の一時保管の分で2,100万円と、確かに先ごろご説明申し上げた経緯がございますので、本年度はあくまで存置の予算でございますので、もし今後発生すれば新たに請求して、収入するといった内容でございます。

○委員長（高橋兼次君） 小野寺委員。

○小野寺久幸委員 発生すればということは、今のところは見込みはないということでしょうか。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今のところは見込みはしてございません。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。及川委員。

○及川幸子委員 ページ数が33ページの雑入なんですけれども、衛生費雑入の中で温泉測定調査料とありますけれども、これ7,000円ですか、入っておられますけれどもこれはどのような事業をして雑入で入ってくるのか、そこそから4項の商工費の中の町債、過疎債だと思うんですけれども観光振興事業債、観光交流促進事業債、支援推進事業債とありますけれども、これは観光協会に対する委託事業だと思われますけれども、その辺ご説明お願いします。

○委員長（高橋兼次君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 衛生費の雑入、温泉測定の調査料ということでございます。これは毎年県の温泉協会というところから委託を受けておるところでございまして、宮城県は非常に温泉が豊富な県ということで、温泉の資源が有効に活用するためにどういうふうな状況になっているかということで、温泉の温度、それから湧出量、それからどのような動力で

汲み出されているかということで、水が豊富な時期とそれから少ない時期、年2回そういった温度とか湧出量を測定しております、実際に温泉協会が来るのではなくて、町のほうに調査をしてくださいということでお願いされている部分で、年間の費用が1回あたり1,400円になっているんですけれども、それを4回やってございますので7,000円ということになってございます。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 町債の充当先のご質問でございますが、6目商工債の観光交流促進事業債と支援交流推進事業債、及川委員のお見込みのとおりでございますが、委託先については予算が確定してからどこに委託するか決定する内容でございますが、とりあえずその事業の充当先といいますか、充当事業についてちょっと申し上げたいと思いますが、観光交流促進事業、過疎債でございます。教育旅行の誘致促進業務、交流促進業務、あとは地域案内所窓口運営業務、これら事業の財源でございます。あと支援交流推進事業、これも過疎債のソフト分でございます。充当事業がいわゆる南三陸応援団事業のうちの感謝絆プロジェクト推進業務、この財源として予定してございます。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 では、この測定調査を役場で、町で4回やっているということなんですけれども、温泉というと今だとホテルさんが温泉ということでやっているんですけども、そちらのほうに職員が行って、各少ないとき、多いときの水量やその他いろいろ調査をするという考え方でよろしいでしょうか。

それと、次の過疎債の件については歳出が絡みますので、歳出にいったらお伺いしたいと思います。お願いします。

○委員長（高橋兼次君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） そのとおりでございまして、圏内では黒崎温泉のところでございます。先ほど私は1回1,400円と言いましたけれども誤りでございまして、1回1件あたりが1,750円ということで、それを2回2件ずつ、時期的には水が多い時期というのは6月から7月、それから渴水期というのが大体10月から11月ということで、それぞれ1回ずつ、源泉2つありますので全部で4回というふうになります。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 ただいま4回と訂正されましたけれども、1,750円の2回が4回ということで、それが何ですか、1,750円が2回で4回というただ今の説明のようですがそれも町にと

ってその結果、調査によってどのような結果が出て、それが温泉調査をしたことによってどのような効果をもたらすのかその辺お願ひします。

○委員長（高橋兼次君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） これは温泉協会のほうで宮城県内の温泉の使われ方というのがどういうふうになっているか、どのような変化になっているかということで、温泉の量が少なくなっていないかどうかとか、毎年宮城県内81カ所ですかね、市町村30カ所で温泉地が81カ所、源泉の総数が743件ぐらいありますけれども、これを毎年モニタリングをしまして温泉協会のほうで県のほうにあります温泉審議会というようなところで状況を確認しているというところで、その変化をみましてその地域の使われ方というのを検討していくということになっているようでございます。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。もう少し整理してから、回数少なくしてやっていただきたいと思います。協力願います。

○及川幸子委員 ただそれが町にとってどのような効果があるのか、今後これを続けてやっていくでしょけれども、どうこれから思いますが、それをやることによって。

○委員長（高橋兼次君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 恐らく湧出量が少なくなってくるとか、そういったふうなことになってくれば、温泉の源泉として、温泉と呼べるのにふさわしいのかどうかとかその辺の最終的には廃止にしなければいけないというふうになってくるのか、さらに温泉の量がふえているので、たとえばもう1本ぐらい温泉運営されているところで掘りたいというふうなことでもう1本ふやしたいと思ったときに、その量であればもう1本源泉をふやしてもいいとか、そういったことをいろいろと審議していただけるようになるのかと思います。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 浩みませんね、何回も。今までこういうことを調査して、ではなぜこれでいいのかとか疑問が、こういうことを調査することによって疑問が出てないでしょうか、これからもこういうことを続けていくと思うんですけども、調査した中でみえてきたものが何かありましたらお答えください。

○委員長（高橋兼次君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 実際、この事業を行っているというのは一般社団法人の宮城県温泉協会というところで行っておりまして、そういったものの評価というのはそちらのほうで行っておりまして、町はその温泉協会からそういった年2回なりの調査をしてくださいと

ということで委託を受けていると、委託契約を行っているという関係でございます。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 1つ、28ページ、29ページなんですかけれども、財産貸付収入で土地貸付収入で29ページのほうは財産売払収入のほうで土地売払収入ということで町営地の売払収入があります。今お話の中で高台とか防集に關係する貸し付けと売り払いだということです。その貸し付けの全体の区画の割合と、その割合の中で貸し付けと売り払いとどういった割合になっているのか押さえておりましたら情報をください。

○委員長（高橋兼次君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 現在町のほうで最終的に計画しています全体区画としては、827区画を完成区画として予定しております。既に貸し付けなり販売を終わった部分がありまして、28年度を最終年度として売り払いにつきましては313区画。貸し付け区画としては227区画を想定しております。これはあくまでも想定数値ですので、実際は最終申し込み時点のご本人さんの意向変更なり出てくると思いますけれども、参考件数として捉えていただいたらいいと思いますので。

○委員長（高橋兼次君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 今年度は見込みということですね。ではその数字は今までの実績から推測して出したということでよろしいですか。

○委員長（高橋兼次君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 貸し付けと売り払いのバランス的なものにつきましては、まず率から言いますと貸し付けにつきましては全体の4割が貸し付け、売り払いにつきましては6割というふうな形での割合想定をしております。この根拠につきましては、既に27年度もしくはそれ以前に防集団地で売り払いなり貸し付けした各団地の契約状況の割合なりあるいはこれから予想されます志津川団地3地区の団地の分につきまして、市街地整備のほうで住民意向調査等をやっておりますので、そういうふうなアンケートを元におおよその割合を出した結果が4割と6割というふうな形での数値を得ております。

○委員長（高橋兼次君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 質問しているのはご存じというかおわかりだと思いますけれども、町税の徵収に関することであったり雑入というのは、その貸し付けている部分の収入ということで、町の財政にとって非常に大きい問題だと思いますので、この割合をしっかりと、今はまだ予測の段階ですけれども、実績としてしっかりと押さえておくと。それで今後の町のあり方の中

でその割合、数字で要は金額ですよね、というのは大事なことだと思いますので、引き続き  
今年度もその都度質問する機会も多いと思いますので、数字を押さえておいていただ  
ければなと思います。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。菅原委員。

○菅原辰雄委員 39ページの衛生費雑入です。この中で資源物売払収入445万4,000円があります。  
これは昨年度はどれぐらいだからちょっとわかりませんけれども、どういう根拠でこういう算  
出をしたのか。と言いますと、今定例会の中で補正予算で290万円の追加があるので、その辺  
をどういうふうに見ているのか。撤回します、33ページの衛生費雑入でございます。それで、  
資源物売払収入が445万4,000円とあります。この算出根拠、前年並みにただ計上したのか、  
と言いますのは先ほど言いましたように、今定例会の補正で290万円が計上されております、  
その辺の整合性といいますか、どういうふうに捉えているか伺います。

○委員長（高橋兼次君） どなたですか。環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） この資源物の売り払いに係る項目といいますのは、アルミ缶、  
アルミ、鉄、瓶、紙類、布類とか非常にたくさんいろいろ種類があるわけなんですけれども、  
今鉄、アルミの価格に関しては非常に価格の高低差がございまして、ある時期では1キロ当  
たり鉄なんか150円だったものが半年後には80円に下がっていたりとか、なかなか年間の中でも  
も主な輸出先の中国であるとか、そういったところでの使われ方というのが冷え込んできたり  
とかしまして、かなり価格が下がってきたりしている部分もございまして、一応そういう  
たところも見込んだ形で昨年よりは若干低く見込んでいるというところでございます。

○委員長（高橋兼次君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 市場価格の乱高下で売るということで、一定の理解はします。でも445万ぐら  
いのあれでもって追加で290万、これはちょっと幅がありすぎると思うんです。アルミ何トン  
とか鉄何トンとかそういう細かいことは言いませんけれども、やはり大事な収入源でござい  
ますのでもうちょっと差が縮まるような、そういうふうな考えでもって予算編成には臨んで  
いただきたい。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。（「はい」の声あり） ほかに。阿部建委員。

○阿部 建委員 今回でこの歳入全てが審査を終わるわけですけれども、私は特にページ数にこ  
だわらなく予算全体的な関連でもってお伺いをしたいと思います。それは近頃国の施策で人  
口増対策に力を入れていると。そのような中で、私はこの予算をずっと歳入を見てきたんで  
ありますが、町で掲げているいわゆる総合戦略、それから町長の施政方針、それらにかかわ

る予算は一体どこに、例えば子育て、結婚関係とか、それらの予算が一体国からどういう形で、普通だけなのか、何をするにもそれなりの予算が必要だ。その辺で詳しく語れば長くなりますから、客観的にどの辺にこの予算が、特に国のほうでは鳴る音ばかりなくて町村にそれらの何と言いますか、補助みたいなそういう予算措置が、何か民生費関係か何かで、特に何もあったのかないのか、ないとしても特にこの施政方針、これらは素晴らしいものだ。素晴らしい立派なものです。しかし、やはりこれに対して予算が一つもいらないということになるのかどうか。どこにその、まち・ひと・しごと創生総合戦略、それなりに何も予算措置はいらないのか、そういうことになります。何でもってそれを行おうとしているのか、国からは何もないですか。壇ノ浦先生、室長だ、これね。やっぱりあなたの関係だな、これ。ちょっと首をかしげるところがありますが、町長よりご答弁を願いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 総合戦略の中の子育てあるいは若者がらみの事業については、いろいろ歳出では入っているんだけれども、その財源としてどこどこにこの収入があるのですかというお尋ねかと思うんですが、これまで多少触れましたけれども、まず地方創生の交付金という部分については、制度とそれからその交付金の使途といいますか、内容がはっきり固まっていないということから、地方創生の交付金で幾らという部分は見込まれていないんです。今、細かい事業が各予算科目に散らばっておりますけれども、例えば地域経済活力創出基金というものが結構大きくなっていますし、それから県の地域復興基金、これは被災者関連あるいは復興関連のソフト事業にも使えるということで、そういったその基金も一部財源として使われております。個別の総合戦略がらみの部分で、国あるいは県からの補助あるいは交付金というものは、今回は当初予算の段階では明確には入っておりませんが、現行の予算の中で賄われているというようなのが大まかなところだと思います。

○委員長（高橋兼次君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ご質問でございますのでお答えをさせていただきますが、今回の施政方針では皆さん方にもいろいろご議論をいただきました。今回5つの柱ということで出させていただきました。1点目には復興最優先と、2点目には子育て支援ということ、それから3点目には移住・定住と、それから4点目に交流人口の拡大、それから5点目は南三陸のブランドを構築すると、これが5つの今回の施政方針という形の中でお示しをさせていただきました。予算はともかくでありますが、基本的にはこういった政策を実現するために、歳出のほうでしっかりとその辺の予算を手当てしてございますので、歳出する段階でその辺につき

ましてはいろいろご議論いただければというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 阿部委員。

○阿部 建委員 特にこのふるさと創生、国のはうでもどんどん進めていくんだというようなことを言っておりますから、そういうものに対する交付金がなされているんだろうなと思ったのね。ずっと見ると去年と幾らも変わらない、数字が減ったり足したりね。新たな予算がないんですよ。ふるさと創生の。何かあってもいいのではないかというふうに思うのね。今町長は、歳出の中で説明をしていきたいとそういうことありますので歳出のところでお伺いをしていきたいと思います。終わります。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。西條委員。

○西條栄福委員 先ほど1番議員から土地の貸し付け収入の件で質問がございました。内容についてはわかったなんですが、私が伺いたいのは現在貸し付けしていると思うんですけれども、どのような徴収方法といいますか納入方法、これをとっているのか、そしてこれが今後数年と申しますか、長年にわたって続いていくわけでありますが、その方法をずっととつていくものなのかどうか、この辺を役場として今後の対応ですね、考えているのか一つ伺いたいと思います。

それから、昨日以来町債についていろいろ議論がされております。私も聞き漏らしたかもしれません、一度確認をさせていただきたいと思います。全体で58.2%の伸びということになりますが、特にこの公営住宅の建設事業債ですね、これが大きいんだと思います。そこで、164ページだったと思いますが、調書がありますが、この公債費率はどのように動いていくのか、また金利が低いから大した変わりがない、あるいは借り換え債したから大した変わりがないというかもしれませんけれども、将来負担という観点からこの償還方法などを確認させていただきたいと思います。以上。

○委員長（高橋兼次君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 募集団地での貸し付け物件に対しての貸し付け料の徴収の方法なんですが、現在のところ件数的には十分担当のほうで処理ができる件数ですので、今のところ各貸し付け者に対して1年分の納付書を一括して郵送でお渡ししている、あるいは契約時にお渡ししているというふうなことの処理をやっております。今後につきましてはやはり先ほど言いましたように、約全体的には4割ぐらいの方が貸し付けを希望されるというようなことで件数もかなりふえてきますので、今後においては公営住宅の家賃徴収業務と同じような

形で、そういうふうな徴収業務をやっている機関に委託徴収をお願いするというふうなことも検討しております。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 公債費の比率の関係のご質問だと思いますけれども、一番高い時分で平成22年度は実質公債費率が14.2%ございましたが、平成26年度決算上は11.2%ということで、通常公債費率が18%を超すといわゆる黄色信号、20%を超すと赤信号という形になるので、今後公債費比率の上昇が懸念されるところでございますが、特に西條委員お話のとおり、公営企業関係等それといわゆる災害公営住宅の整備の起債が大変多くなってまいりますので、公債費率の上昇は基本的には避けられないんだろうなというふうに見通しを立ててございます。ただ、災害公営住宅については住宅使用料が入ってまいりますので、住宅の経常経費の財源にまず充てて、もし余裕があればそれを公債費の財源に充てていいということになっていますので、100%公債費率に影響はないものの、ただあまりにも高額の借り入れでございますので、当然に11.2%から27年度以降は上昇することは懸念されますが、他の通常債も含めまして公債費率の動向に注意しながら、一応起債を起こしていかなければいけないというふうに考えてございますが、単独の地方債だと普通交付税の措置がございませんので、基本交付税措置がある地方債を有効的に活用しながら財源対策に当たっていきたいというふうに思っております。

○委員長（高橋兼次君） 西條委員。

○西條栄福委員 貸し付け収入ですね、将来的には公営住宅と同じように委託でやっていきたいというふうなことを考えているようでありまして、今は派遣の職員さん方が大勢来ておりますけれども、いずれは定員管理の適正化という方向に進んでいくと思いますので、その辺のところをやはり将来を見通して真剣に考えていただきたいと。今は一括で12カ月分あれまして、毎月ごとに直接納入ということでありましょうが、これは長い年月を経ますとまたいろいろな問題が出てくると思いますので、その辺のところを課長、こちらに派遣で来ている間にしっかりと整えていっていただければと思います。

それから、償還ですね、ただいま課長から説明をいただきました、全くそのとおりでありますし、実はこれから先ほど償還の方法としては、住宅の使用料で賄えればというふうな考えでもありますが、当然これからは人口減になってきますわけでありまして、そういったことによります交付税の減額、そういうことも考えますとこれからちょっと公債費率が上がっていいくということになりますと全くバランスが悪くなるわけでありまして、その辺のところを

とくと財政課長ですから考えているとは思いますが、しっかりと対応していただきたい、そして負担比率を、町民に対しての負担比率を少しでも減らしていくと、そういうふうに取り組んでいただきたいと思いますので、そのところはもう一度発言をいただければと思います。

それから先ほどちょっと聞くのをあれだったんですけれども、いわゆるこの30ページですか、ここに基金の繰入があるわけですけれども、歳出でも出てきますが役場庁舎ですね、これから建設していくわけでありまして、既に公共施設等とも大分出そろってきました。今年度予算でほぼ出そろうんやりましょう、公共施設ですね。この際これらについて、将来負担を確実に把握するという観点から、固定資産の整備台帳、この辺のところをどのように考えているのか伺っておきたいと思います。

○委員長（高橋兼次君）　総務課長。

○総務課長（三浦清隆君）　公債費につきましては、人件費、扶助費と並んで義務的経費でございますので、いわゆる経常収支比率の算定にも大きく影響を及ぼすことになります。通常、経常収支比率については75%が一応適正な規模という形でございますが、当然昨今の普通交付税等の一般財源の伸びを見ても、市町村ではやっぱり80%以上超している団体が多くございますので、当然一般財源の確保に努めるとともに経常収支比率の伸びにも十分に注意をしながら今後とも財政運営を図っていきたいというふうに思っております。

○委員長（高橋兼次君）　企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）　建設課長にアイコンタクトを送つたらお前がやれということで、この間も関連でお話をさせていただいたと思うんですが、関係課長で公共施設の建設の推進会議を設置してございまして、施設ごとに話はしております。それで公会計の中できちんと固定資産台帳をつくって施設ごとに将来の維持管理も含めて考えていきなさいと、そういう計画をつくっている自治体には国から何らかの財政手当てをしますよというような流れでございます。当町では今建設課のほうで既存の町営住宅や被災をしていない公共施設について、整備をしつつまたこれからつくっていく公共施設についてその導入をした事業名あるいは財源がどうだったのか、うち補助金が幾らだったのかとかそういう細かいものをデータにして1個1個やっていくということでございます。現在1年あたりの維持管理費が二桁に近い億になるのではないかというシミュレーションが出てございますので、これは担当本部だけではなくて全職員体制でこれに当たっていかなければならぬというようなことで今いろいろ対応しているところでございます。

○委員長（高橋兼次君） 西條委員。

○西條栄福委員 総務課長の町債についてはわかりました。それからただいまの企画課長の説明でありますけれども、実は昨日合併特例債の話、22ページでしたか、これでその一部を使って道路の整備台帳をつくるというふうな話がありましたもので、実はそこから私もそういったもので、いわゆる旧両町にまたがるものでありますから、そういうものをこの特例債などを使ってこの整備台帳などを整理していくべきかなというふうに思ったわけでありまして、ただいま企画課長に説明いただきましたように、全力でそちらをやっていくというふうな話でありますので、どうができるだけ近いうちと申しますか、今復興途中で大変業務も忙しくて無理があろうかと思いますが、この件につきましては多分総務省のほうからいろいろご指導があると思いますので、そのところをしっかりと受け止めてやっていただきたいと思います。以上。

○委員長（高橋兼次君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 固定資産の台帳作成の答弁なんですけれども、少しちょっと補足させていただきます。議員さん先ほど言われたように、総務省のほうから平成26年5月23日付で台帳整備、地方公共団体の整備推進についてということで、文書が当町にも来ております。それに基づきまして、本町においても28年度及び29年度において固定資産台帳作成支援業務委託ということで、また午後になると思いますけれども歳出の中で財産管理費としてこの部分の委託料を上げておりますので、随時整備作業に入っていく予定はしています。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。三浦委員。

○三浦清人委員 先ほど阿部委員の地方創生がらみの予算計上についてのお話がありましたけれども、総括でお話しさせてもらったんですが、28年度の総括、施政方針、8回も地方の創生という言葉を使っているんですよね。それがこの特別委員会で予算としてどのように出てくるのかなと思って見ておりましたんです。この地方創生ということは、地方自治体でいろいろな事業を企画してほしいと、それに対して国はどんどんお金をおしますよという内容のものですよね。それで多分その関係から国がどのような地方創生でお金を出してきたんだというようなお話ですが、まだ企画ができたとかできないとかですね、まとまっていないとかいうようなお話、そうしたら町長はいや歳出できちっと説明してやりますと、一体何のことなんだろうなという、ちょっと不思議に思いましたので、国はどんどんお金を出しますからその企画をしてくださいということ。ところが、まだその企画が整っていないと。その中で今度は歳出でちゃんとうたわれているから出すというような説明すると。何かさっぱり話が

まとまっていないなという感じがするので、どういうことなのかなということなんです。

それからページ数32ページになりますか、雑収入で給食費なんですが、先ほどの説明ですと、中学生1食当たり330円ですか、ということで計上なされておりますが、現実に徴収は330円なんですが、あとは歳出で出てくると思うんですが、実際のところ幾らかかっているのか、1食当たりに。330円でとどまっているのか、あるいは350円になっているのか。その辺ですね、それから330円の料金という推移、これは何年ぐらい前に設定したものなのか、私は給食費を上げろではなく下げるることはできないかななど、給食費。250円とか。その辺にならないのかなとそういう質問なんです。

それと何年か前ですか、地産地消、この町でとれたもの、つくったものをできるだけ給食の材料として使いなさいよというようなことが呼ばれてきたんですけれども、現在何%ぐらいがその食材として、地産地消として使われておるのか、それによって要するにこの町の生産者が潤うわけですから、潤って販売して所得税ということで納められるのでありますので、そういう観点からも給食費は私は下げるべきではないかなということなんですね。その辺の考え方はいかがでしょうか。

それから33ページのこれもこども園の給食費徴収金なんですが、職員の給食費の徴収はあるんだけれども、子供たちのが存置科目ということで、これがちょっとどういうことなのかなと思っているんです。その辺のところ。

○委員長（高橋兼次君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は午後1時10分といたします。

午前1時56分 休憩

---

午後 1時09分 開議

○委員長（高橋兼次君） 休憩前に続き会議を開きます。

先ほど、三浦議員に対する答弁がありますので、町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと説明の仕方が悪かったんですが、いずれ歳出のほうにいろいろ施政方針に沿った形で事業を載せてございますが、その件の財源の内訳については担当課長から説明させます。

○委員長（高橋兼次君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） 私のほうから地方創生に関する交付金の件について一言ご説明申し上げます。

交付金につきましては、現在国のはうで制度設計中でございますが、全国の自治体のはうから総合戦略を策定いたしますが、それに基づきまして各自治体より交付金に関する申請を国のはうに提出いたします。それに基づきまして国のはうで審査が行われて、適当な事業について交付金が交付されるという交付金の制度になろうかと思いますので、総合戦略を策定したからといって交付金が交付されるというものではございません。

○委員長（高橋兼次君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） それでは学校給食の関係でございますけれども、まず初めに平成28年度の学校給食費、学校給食の状況につきましてご説明をしたいと思います。小学校につきましては、175食を予定しております、給食費につきましては年間4万9,000円となります。それから中学校につきましては、1年生と2年生が175食、3年生が165食となります。27年度までは中学生は全て165食でしたが、1年生、2年生につきまして、平成28年度から10食ふやす予定にしております。これは3年生が卒業式を終えたあと約10日間、給食がないということで、子供たちは弁当を持参する形で従前、そういう形でございました。多方面からの要望を受けまして、28年度から10食、1、2年生に関してふやすというふうな形にさせていただいたものであります。なお、1、2年生の年間の給食費は5万7,750円、3年生は5万4,450円というふうになっております。

それから、ご質問の単価の関係でございますけれども、小学校につきましてもあわせてお話ししたいと思いますが、小学校につきましては、1食280円となっておりまして、これは平成26年度からこの額でございます。中学校につきましても330円ということで、平成26年度から同額になっております。

給食の食材費につきましては、学校給食法の規定の中で保護者の負担というふうなことが定められておりすることから、給食の提供に当たりましては給食費の総額を下回らない内容に献立をつくって実施をしているところでございます。

それから値下げの可能性というふうな部分でございますけれども、県内で学校給食を実施している市町村、確かに35市町村だったと思うんですけども、中学校に関して単価の資料がちょっと持ち合わせございませんけれども、平均月額、給食費の平均月額で申し上げますと、県内35市町村のうち当町の中学校の分については12番目に位置しております。高い順から申し上げると12番目です。ですから決して安いという位置ではございません。給食の単価の値下げの可能性という部分でございますけれども、現場の栄養士にも確認をいたしたところでございますが、食材の値上がり状況等もあってなかなか今現在もこの単価でつくるのが厳し

いという現状があるようでございます。また、食の安全という部分で、使う食材に関しては原則として国産のものを使用しているというような状況でございます。仮に単価を下げるというふうなことに対する場合に、現在原則国産としている部分について、輸入品に切りかえる、中国産等ですね、そういったものに切りかえをすることによって可能性としては出てくるのかというふうには考えられますけれども。それから給食の質そのものをもう少し見直すことによって単価を下げるということも、できる方法としてはできるんだろうというふうに思いますけれども、学校給食は給食の実施基準によりまして必要な栄養量というものが規定されておりますので、特に中学生となると活発に活動をするということで、午後におなかが減ったりというようなことがないように、やはり必要な栄養量は確保する必要があるんだろうというふうに考えておりますので、現状では単価の引き下げというのは大変厳しいんだろうというふうに考えております。

それから、地産地消の関係でございますけれども、町内産の食材に関しては、今現在ワカメとかメカブであったりそういった海藻類、それから主食の米飯につきましては南三陸米を使っております。週4日ご飯を提供しておりますので、週4日使っております。それから野菜関係で、戸倉産の小松菜、これを月に3回ないし4回、それからネギを、これは歌津産でありますけれども、シーズンに週1回使っております。それから菜花、戸倉産でありますけれども、これは3月から4月に月1回ずつ使っていると。それからフキ、歌津産でありますけれども、年1回使っているというような状況でございます。地産地消という観点では、今後とも可能な限り地場産を使用したいというふうには考えておりますが、例えば地場産の例えば魚の切り身とか、切り身の形で必要な数量を整えていただいた際に、なかなかやっぱり単価が折り合わないということで、例えば切り身1つで100円とかとなった場合に、残りの金額で給食の献立をつくるのが非常に厳しいというふうなことが出てくるというようなことで、現状ではなかなか限られたものしか使えていないというようなことがあります。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 町長答弁の補足をさせていただきたいと思います。

地方創生関連の事業につきましては、施政方針に何度も表現していると。それでその関連事業につきましては、当初予算の歳出のほうで説明をというところでございますけれども、支出予算は予算としても、それに必要な財源が収入のところでどこにも出てこないと、なかなか少ないとということでございますけれども、その理由につきましてはただいま推進室長が申し上げたとおりでございます。当初予算の歳出の財源につきましては、先ほど申し上げまし

たように各種基金を使うほか、そのほとんどを一般財源で今回は賄うということにしてござりますが、当然まるまる単費全部というわけにはまいりませんので、そのほとんどについては交付税措置が受けられるものというような財源の使い方をしてございますので、その辺補足をさせていただきます。

○委員長（高橋兼次君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） こども園の給食費ということでございますが、名足子ども園におきましては、3歳以上の子供をお預かりすることになりますが、保育を希望するお子さんについては保育料の中で給食費も含んだ保育料となってございます。それから教育を必要とするお子さん方につきましては、原則午前中で帰るというのが基準になっておりまして、保育料につきましてはその部分を考慮してございません。よって、希望によって午前の授業から給食を食べて帰りたいといった要望があれば、それは市町村の判断でやれるということございますので、実費相当をいただくということで、諸収入として計上したところでございます。

○委員長（高橋兼次君） 三浦委員。

○三浦清人委員 そうしますと、私ども、私だけかもしませんが、この地方創生という財源といいますか、国からの支出、国からいただくお金、その内容によって事業の内容によって、復興省になるのか地方創生省なのか、そこで判断をしてではこれぐらい出しますよとか、そういうもので来るのかと思っておったんです。ところが今のお話を聞くとその内容が示されたからといってすぐには交付されるものではないということになると、実際にそうしますと事業を行った上で請求するというのか、判断して交付税として算入されてくるのかなという、今の話を聞きますと。そんな感じがするんですが、そういう解釈でよろしいのかどうなのか。全て何でもやれば来るのかというものでもないでしょう。どこまでが来るのかわからない、それで歳出で今度やりました、認められませんでした、対象外でしたということも出てくるのかなと。という思いもするんですよね。だから地方創生という名目の中での事業というのははっきりとして打ち出すことができないのかどうなのかということになってくるんですね、その予算措置といいますか、国からの来るお金によって。認められるんだか認められないんだかわからないで事業としてやった場合ですよ。その辺がさっぱり先が見えないというか内容が見えないような今のお話ですとね。感じがするんですが、今一度わかりやすく説明していただきたいというふうに思います。

それから教育課長のほうから説明がありました。地産地消といつてもなかなか同じ品物を同

じ規格のものを何百食も1回にそろえると、これはなかなか難しい、そういった問題もあって何割かは使うけれども、全部は使われないという思い、それはわかっておりまます。ただ、学校給食費の単価ですけれども、できれば父兄の負担を少なくするためには安くできないのかな、すると要するに学校給食法という法律の中で、父兄が負担しなければならないことになっていることもわかっているんですが、その不足分は一般財源から出すことはできないのかということなんですよ。学校給食法では、一般財源からもらってやることをだめだとうたっているのかどうなのか。その不足分ですね。ですから、できるだけご父兄の負担を少なくするためにも安くして、おいしいものを食べさせて、足りない分は一般財源からというやり方はできないのかなということなんですね。その辺ですね。

あと、こども園につきましても今の説明でわかりました。

○委員長（高橋兼次君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） 地方創生の交付金についてですが、基本的には自治体のほうから事業を実施する前に申請書を作成し、それを内閣府のほうに提出をして、内閣府で審査が行われるということでございます。その審査のメルクマールといいますか、このようなことに交付金を出していきたいというものが、先導的な事業ということだけは打ち出されておりまして、他の自治体では見ないようなものとか、そういったものについて交付金を交付する予定ということで聞いております。そのようなことから考えますと、現在当町で作成いたしました総合戦略の中で、総合戦略に書いてある事業のうち、ことし28年度の予算で計上したものにつきましては、この交付金の対象となることが難しいという判断のもと、現在一般財源やその他の、先ほど企画課長のほうから説明しました財源等を活用して実施するということにしております。

○委員長（高橋兼次君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） 給食の費用の負担の関係でございますけれども、非常に難しいと考えておりましたが、学校給食法の中で経費の負担に関する規定がございます。その中では、学校給食の実施に必要な施設及び設備、それから運営に関する経費についてはこれは設置者が負担するというふうに規定をされておりまして、それ以外の経費については保護者の負担とすると、できる規定でなくて保護者の負担とするというふうな規定になってござりますので、これまでそのような形で運営をしてきたところでございます。それが、それでは一般財源の持ち出しが可能かということになるんですけども、基本的にはこの考え方でまいりたいと思います。現状では保護者の皆様の給食費を上回る形で食材費は実質的には支出を

いたしております。

○委員長（高橋兼次君） 三浦委員。

○三浦清人委員 多分、室長が言ったように、町で企画というかそれを計画して国のはうに申請して、国のはうではこの事業はいいですよと、この事業はちょっとなとか、審査ではないけれどもね、振り分けするわけですよ。そしてこれだったら地方創生という名目に値する価値のある内容の事業だということで判こぼーんとついて、ではこれに対しては幾ら幾らということで交付をするという形なんですね。私が先ほども言ったように、今平成28年度の分として申請をして、まだ審査も受けていない。決定もされていない。だからいろいろな財源を使って事業を行うんだと、やるんだ、地方創生という名前のもとにやるんだと。その審査をしてはじかれた場合、認められない場合、これはどうなるのかということなんですよ。見越してやるのはいいんですよ、見越してね。はじかれた場合、これはだめだよと蹴られた場合。ではどのような措置をとるのか、これは簡単な疑問というか、皆さんそう思うんじゃないですか。私は地方創生事業というのはあくまでも国のはうから認められて、その予算の中でやりましょうというやり方なのかなと思って、地方公共団体のやり方というのは。株式会社じゃないですから。先行投資とかこうなるだろうという見込みで果たしてやれるものかどうか、予算というものは。歳出があって歳入という地方公共団体の独自の予算の取り方なんですけれども、ただあくまでも国のはうからの補助というものをあてにしてやる場合は、果たしてこのやり方でいいのかどうかということですよ。その辺の考え方といいますか、歳出で説明しますばかり言ったってね。もともとのこの地方創生という国からくるお金がまず未定のものを何で説明できるのかなということなんですよ。それをわかりやすく。

それから、学校給食法という法律の中で設備とかいろいろなもの以外に、父兄がすると、はい、そのとおりです。それで、今徴収した額以上のものを提供していると。それは一般財源からかどこからか、出ているんじゃないですか。だからさらなる一般財源から出してもらって、父兄の方々の給食費の負担を軽くできないかという、今聞けば県下33市町村の中で高い順から言うと12番目だというんだ。今県下33市町村の中で一人当たりの住民一人当たりの所得が何番目にあると思うか、皆さん。12番目ですか、私は33番目か32番目辺りにいると思いますよ。ましてや震災後仕事がなくて、大変収入に困っている状況下ですから、その中で収入が少ないので給食費が県下12番だなんて手を振って歩かれませんよ。そこなんです。やっぱり町の財政というか、住民の方々の収入に沿った負担というのもやはり考えていかなければならぬのかなと、これは何も課長に追及というか、話をしているわけではない、全体

的な話として言っているんですけどもね。ですから、やはり当面の間はここ5年なり10年なりは、もっともっと安くして復興復旧の負担を少なくして乗り切ろうと、震災後ですから。復興に向けて乗り切ろうと、そのためにはある程度、一般財源のほうから負担ということもあり得るだろうという観点で今話をしているわけであります。

その辺、これは課長もそうですが、教育長先生、ひとつそういう方向性に向かってご尽力いただけませんかね。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 地方創生の財源対策の件でございますけれども、先ほど室長がまずもって説明した部分については、いわゆる新型の交付金、これはまさに補助メニューにのつとった形で申請して交付される財源でございますけれども、そのほかに実は普通交付税の算定の中に、まち・ひと・しごと創生事業費の確保ということで、国のはうで28年度は約1兆円を一応算定根拠として地方財政対策には入っております。ただ、昨日交付税でご説明申し上げましたけれども、交付税総額が結局16兆7,000億円で実際は目減りしているということでございますので、計算上理論的には1兆円を確かに算入されているんですけども、その部分が各市町、1,700の市町村にどれだけのものが財源として付与されるのかとなると未知数でございますし、結果、一般財源総額が逆に目減りしている中にありますので、その部分は独自の一般財源、町税等の一般財源で対応していくしかないのだろうというふうには考えております。

○委員長（高橋兼次君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 給食費のことでございますけれども、県下各市町の中でうちの町の子供たちの給食費が高いほうにあるというのは、私も初めて知りました。問題はどの程度高いのかは詳しく調べてみないとわかりませんけれども、議員さんがおっしゃるようにもう少し県下との比較をしてみて、それで町として今後検討できる可能性があるのかどうか探っていきたいと思っております。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。よろしいですね。あとでね。ほかに。山内昇一委員。

○山内昇一委員 2つほどお願ひしたいと思います。1つは33ページの農林産業費雑入の中で二酸化炭素吸収売扱収入、432万円計上していますが、これは近年地球温暖化等の有効な手段として、CO<sub>2</sub>の削減ということもありますし、大変有望ないい制度で、NTTさんに買っていただいているといったことでございますが、先ほど説明によりますと1トン当たり1万円ですか、そういったコストで合計432万円となっているそうです。町として、特別手を加えるわ

けでもないと思いますが、そういったことで費用もかからないと。今後、本町にとってもういったものはどんどん利用してもらえばいいのかなと思うんですが、他の企業さんの波及といいますか、そういったことを、本町では利用率80%以上ですか、そういったことの豊富な森林資源の活用ということで、ぜひこういったものが企業に見いだしていただきたいと思います。

もう1つはその下ですね、農地中間管理事業の業務委託金ですね、29万円ですか、あります。この辺についてちょっとご説明をお願いします。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 二酸化炭素吸収売扱収入のほうでございますけれども、内容につきましてはＮＴＴドコモ、それからフロンティアジャパンそれぞれ200トンずつ予定してございまして、単価につきましてはいずれも1万円ということでございまして、それに消費税が含まれまして432万円ということで計上させていただいているところでございます。それで、今後の見通しということでございますけれども、なかなか一つは企業活動の中でこういった二酸化炭素を購入していただいているということでござりますので、その年々によりましてその購入量が変化するというふうなことで認識しているところでございまして、より多く買っていただけるように引き続きＰＲのほうに努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから農地中間管理事業の委託金29万円のほうでございますけれども、農地を有効に活用するというようなことで、いろいろな計画がございますけれども、その中でも農地の有効活用には人と農地ということで、その人と農地のプランということで、そういうプランを作成する事業がございます。そういう事務費に係る経費ということでの収入源ということで計上させていただいているところでございます。

○委員長（高橋兼次君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 わかりました。事務経費ということで内容はわかりました。

それで、当町はご存じのとおり、今回震災後に広大ないわゆる基盤整備事業をなされました。新しい新規の農業もどんどんやっているような状態ではございますが、農業全般をみますと、本町ではやはりこの一次産業というのは低迷しております。そういった中で後継者不足あるいは農家の就農する方が若い人が少ないとといったこともあります。将来の見通しをみますと今現在やっている農家の、農業をやっている方はいいんですけども、今後先が先細りとい

いますか、後継者不足が叫ばれています。現実そのような様子も見えてきております。この機構というのは、将来の見通しといいますか、何を目指してこの本町ではこれを導入あるいは仕事として目指すのか、進めるのかといったことをお聞きしたいと思います。と言いますのは、TPPもありますし、今後の農業情勢というのは国策でもかなり厳しいものがあるのではないかと、そういう中で土地を手放す方あるいは高齢化に向かって、いわゆる耕作放棄地がふえる可能性もなきにしもあらずといったことも見通せますので、その辺どう考えていますか。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 農地中間管理機構ということでございまして、その農地の集積に係る農地の貸し借り関係の事業を行っておるところでございます。委員ご承知のように農業につきましても、後継者不足というようなこと、それから高齢化がみられるということで、農地を有効に活用していくのが今後の課題というふうになっているところでございまして、どうしても生産性でありますとか、それから作業の効率ということを常に意識しながらやっていかなければならぬ状況にあると思います。そういうことで、今後農業を振興していく上ではどうしても農地の集積というのが必要になってくるところでございまして、そういう意味ではこうした機構の事業を活用しながら農地を有効活用していくということで、現在は圃場整備が行われておりますし、現在農作業の受委託ですか、作業受委託などをしているところでございますけれども、こうした状況を踏まえながら今後そういう中間管理事業等の内容を検討しながら、該当するところには導入ということで目指していきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（高橋兼次君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 いいと思います。持続可能な農業ならず一次産業の振興のためにはぜひ必要なことですので、今後も検討していただきたいと思います。以上です。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。私も先ほど話題になっていました地方創生のことなんですけれども、施政方針に示された地方創生という言葉と、この地方創生交付金を使った事業というのは別物なのかなとちょっとがつた見方をしてしまうんですけども、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

それから、地方創生がらみでお金が来ていないのかということで、先ほど総務課長さんから地方交付税のことがありましたけれども、今後、地方創生交付金を使った事業、今年度はな

いということですけれども、この計画をつくっていくと思うんですけれども、その計画の内容とか予定をお伺いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 副町長。

○副町長（最知明広君） それでは地方創生の関係でちょっとお答えをしたいと思います。先般総合戦略について皆さんにご説明をしたと思うんですが、基本的に国のほうから各市町村において総合戦略をつくりなさいというような形で国から通知がありましてそれに基づいて各市町村が総合戦略をつくったと。つくったものに対して申請をして国から交付金をいただくと、これは先ほど説明したとおりであります。今回のいわゆる予算にそれが反映されていないというようなそういうさつきからご指摘がございましたが、基本的には申請をしてからその事業そのものについて、先導的なものであったりあるいはこれは地方創生に合っているものだということに対して、国で初めて交付金というような形でお金をよこすというような形でございます。ですから、町としてはまず総合戦略をつくるというその第一段階がございます。ですから、総合戦略をつくったらそれをやりなさいというような国の姿勢なんですよ。ですから、ここに書いてある総合戦略の事業に関しては、例えば子育ての関係であったり、この中には既に実施されている部分も入っております。ですから今まで従来やってきた部分も総合戦略に盛り込まれているというようなことで解釈をお願いしたいと思います。それ以外の部分に関しては、予算がつくつかないではなく、考え方としてやると。町として総合戦略をやるというようなことでございますので、それについては歳入の部分は残念ながら当初には盛り込めなかつたということでご理解をいただきたいと思います。

歳出については、先ほど町長が言いましたようにあとで説明しますが、総合戦略の一つとしてその事業をするというようなことでございます。それに対して今から申請をして28年度の中途で交付金がつくかどうかが判断されるというようなことでございますので、その辺のご理解をいただきたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 小野寺委員。

○小野寺久幸委員 先ほど室長のお話ですと、この総合戦略、今回つくったものの中には該当するものはないというようなお話ではなかつたですか。もう一度確認します。

○委員長（高橋兼次君） 副町長。

○副町長（最知明広君） この総合戦略そのもの前に説明しました。多分皆さんのお手元にお持ちだと思うんですが、その中の事業に関しましては、先ほど言いましたように申請をして国から認められて初めていわゆる予算が歳入としてつくというようなことでございます。

ただ、実際には歳出の中でこの部分については予算化はしております。ですから、先ほどから申し上げているとおり、歳出のときに総合戦略としてこれは行いますというようなことで説明をしたいということで申し上げているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（高橋兼次君） ないようありますので、15款財産収入から20款町債までの質疑を終わります。

以上で歳入に対する審査を終わります。

次に、平成28年度南三陸町一般会計予算歳出の審査を行います。

初めに、1款議会費、36ページ、37ページの細部説明を求めます。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） 初めに、それでは、1款議会費、36ページ、37ページになりますが、細部説明をしたいと思います。

議会費につきましては、歳入1款町税の細部説明に入る前に、歳入歳出予算事項別明細の説明に対する質疑にお答えしたように、平成28年度に係る議会活動に要する諸費用を例年どおり計上したものでございます。議会費総額で前年度と比較しますと800万円程減額となっております。

主な要因といたしましては、4節の共済費中段の議員共済会負担金でございますが、平成27年度においては2,714万7,000円であり、前年度と比較しますと880万円程減額になっております。この部分につきましては、議員1人当たりに対する負担率が22.7ポイント減となったことから、これが主な理由でございます。なお、議会活動に要する費用につきましては、前年度と同様な予算措置となっておりますのでよろしくお願ひします。

以上であります。

○委員長（高橋兼次君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、1款議会費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（高橋兼次君） ないようありますので、1款議会費の質疑を終わります。

次に、2款総務費、38ページから58ページまでの細部説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 2款の歳出部分に入る前に、今朝、朝一番に工事関係の参考資料を

議員各位にお渡ししてございます。一般会計、ほかの会計全て15節に計上された予算の内容でございますが、15節の中に1つの工事であればよろしいんですが、複数入っている部分がございますので、その部分を中心におおむねの事業費を申し述べさせていただきますので、備考欄に筆記していただければというふうに思います。あわせて予算書もごらんいただくことになります。

整理ナンバー順に申し上げたいと思います。

まず1番のテニスコートプレハブ撤去工事、これは予算書の44ページになります。44ページ財産管理費の上欄にございます。この事業費が850万円でございます。

続いて、予算書の97ページ、整理ナンバー8の1から9番までとなります。97ページの15節工事請負費漁港建設費、97ページの一番下段になります。海岸防潮堤設置工事がありますけれども、田の浦の海岸防潮堤が1億円、稻淵漁港1億円、館浜漁港1億円、平磯漁港8,000万円、津の宮漁港1億円、町単の漁港建設工事3,000万円という予定でございます。

次に、101ページをごらんください。

15節商工振興費の仮設施設撤去工事1億1,000万円とありますが、旭ヶ浦の1仮設施設撤去工事が5,000万円、御前下の仮設施設撤去工事が6,000万円の事業費でございます。

次に、資料の次のページ78ページをごらんいただきながら、予算書の112ページをごらんください。

15節の工事請負費住宅管理費でございますが、一般住宅の解体工事が1,500万円、公営住宅の水洗等の設置工事が180万円でございます。

続いて予算書の138ページ漁港施設災害復旧費の15節工事請負費町単の漁港災害復旧工事は1,200万円程でございます。その下に多数の施設が入ってございます。20の1からになります。港漁港が1億4,000万円、20の2田の浦漁港が2億8,000万円、石浜漁港1,200万円、ばなな漁港4億4,000万円、寄木漁港2億7,000万円、葦浜漁港1億4,000万円、細浦漁港4億円、清水漁港2億円、次のページをごらんください。20の9から荒砥漁港1億2,000万円、平磯漁港700万円、折立漁港1億6,000万円、水戸辺漁港1億円、津の宮漁港1億4,000万円、滝浜漁港1億7,000万円、長清水漁港2,000万円でございます。

続いて予算書の140ページ、次のページになります。

消防防災施設災害復旧費の工事請負費、整理ナンバー23番になります。防災行政無線の子局災害復旧工事が約5,000万円。次の消防団拠点施設災害復旧工事が約1億円という形でございます。

同じく140ページの庁舎災害復旧工事。庁舎の災害復旧工事費は約13億円でございます。歌津総合支所の駐車場整備工事26番は約2,000万円でございます。

では続いて、予算書は146ページになります。

3目の漁業集落防災機能強化事業費の15節工事請負費7億1,770万円ございますが、28の1からになります。28の1港地区の漁集の事業、これが2,000万円、28の2田の浦地区の漁集が5,000万円、次、石浜地区の漁集が3,000万円、名足地区の漁集が3,500万円、次のページをごらんください。中山地区漁集が4,000万円、寄木地区漁集が2,800万円、垂浜地区4,500万円、細浦地区4,500万円、清水地区2,500万円、荒砥地区2,700万円、水戸辺地区2,400万円、津の宮地区1,700万円、滝浜地区8,000万円、平磯漁港地区4,600万円、袖浜地区1,000万円、大久保地区1,200万円、伊里前地区1,000万円、在郷波伝谷地区1億円、長清水地区7,000万円。

次のページ、81ページの資料になります。予算書は152ページになります。

復興地域づくり加速化事業費の工事請負費伊里前市街地整備工事で5,100万円ございますが、その内訳が32番と33番の工事費でございます。32番の市街地排水路工事が3,000万円、道路工事が2,100万円、以上が工事請負費の細部でございます。

では続いて、歳出総務費の説明に戻らさせていただきます。

以下目ごとに担当課長がリレー方式でご説明申し上げてまいりますので、よろしくお願ひいたします

まず38ページの2款総務費の一般管理費でございますが、本年度は19億3,600万円ということで、前年度と比較いたしましてマイナスの5.0%、約1億円の減額でございます。減額理由は人件費の減ということで、昨年度新規採用職員が多かったこともございまして、約1億円程よけいに予算計上されておりました。本年度は退職を補充する形にしてございますので、このような形になってございます。また、予算総額のうちの73%がいわゆる派遣職員にかかる経費ということで、臨時的な経費でございます。この部分については、基本財源については震災復興特別交付税の対応という形になってございます。

まず派遣職員の関係でございますけれども、27年の4月1日現在では自治法の派遣職員は50団体111名でございました。今のところ、本年28年の4月1日現在で確保できる職員は49団体107名でございます。そのほか、プロパー、町の正規職員と再任用、町の任期付職員、あとは復興庁もろもろで28年4月1日現在の町長部局の対応職員数は350名となる見込みでございます。

一般管理費は以上でございます。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 42ページをお開きいただきたいと思います。

2目の文書広報費でございます。本年度は前年とほぼ同額の予算措置をさせていただいております。広報南三陸の発行に要する関連予算でございます。

以上です。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 3目の財政管理費は、需用費消耗品費のみの計上でございます。

○委員長（高橋兼次君） 会計管理者。

○会計管理者（芳賀俊幸君） 4目会計管理費でございますが、昨年度並みの予算となっております。出納室の業務運営に係る経費を計上しております。以上です。

○委員長（高橋兼次君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 5目財産管理費ですが、前年度から比較しますと1.3倍の増になっております。増の要因としましては、13節の委託料関係の中で増が生じております。内容的には現在第二庁舎として使っております旧の診療所跡地の清掃関係とか、建物の維持管理に伴う関係の経費が増となったためでございます。その他の要因としましては、15節工事請負費のテニスコートのプレハブ撤去工事等が新規で出てきております。また、18節備品購入費の中で公用車両の購入費としてマイクロバスの購入関係が新規で出てきております。この財源につきましては、志津川高校のO B会からの寄附金特定寄附をもって購入予定で考えております。以上です。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 続いて6目の企画費でございます。この科目は総合計画やバイオマスなどの各種委員会の報酬、謝金を充ててございます。それから19節に気仙沼本吉広域行政事務組合の負担金1,150万円ほどでございますが、これは組合の運営費に伴う南三陸町の案分の予算ということになっております。以上です。

○委員長（高橋兼次君） 総合支所長。

○総合支所長兼地域生活課長（及川庄弥君） 7目の総合支所管理費でございます。昨年より若干ふえていますが、支所の維持管理費等でございます。場所は工事のため、解体をしまして管理事務所の前のほうにプレハブができればそちらで業務開始というふうなことで予定しております。若干その関係で予算がふえております。

○委員長（高橋兼次君） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿部明弘君） 8目交通安全対策費でございます。交通安全対策協議会の開催、それから交通安全指導員の設置、それから交通安全施設等の整備に要する経費でございます。

15節にあります交通安全施設カーブミラー等でございます。

次ページをお開きください。

9目防犯対策費でございます。これは、防犯灯の設置、維持管理それから各種防犯団体に対する活動補助に関するものでございます。

それからその下10目ですね、危機管理対策費であります。これにつきましては、町の防災会議、それから安全・安心なまちづくり推進会議、地域安全指導員の設置や運営に要する経費でございます。

最しつのものとして13節の委託料に土砂ハザードマップの改定版の予算を計上しております。以上でございます。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 続きまして、11目電子計算費でございます。役場の行政の事務、これほとんど今電算化をされてございますので、その関連の経費を計上させてございます。前年より350万円ほどふえていっています。

48ページ以降には、委託料、使用料など所要の項目が書いてございますが、主にその電算関係の保守管理業務に必要な経費となってございます。

49ページの12目まちづくり推進費でございますが、ここはふるさと納税、それから復興応援大使、おらほのまち事業など、まちづくりの関連予算がこの科目に計上をさせていただいております。主なものにつきましては、19節以降書いてございますので、ご参考にお願いしたいと思います。

50ページをお開きください。13目地域交通対策費、これは町内を走る循環の乗り合いバスの所要の経費ということで、4,400万円を計上しております。以上です。

○委員長（高橋兼次君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） 続きまして14目地方創生推進費についてでございますが、28年度より新設した目でございます。こちらにつきましては、総合戦略に記載した事業のうち、他の款、項、目の目的に沿わないものについてこちらで計上しております。具体的には、主なところですが13節委託料のところで移住相談支援業務委託料ということで、昨日議論もいただきましたが、移住相談窓口の設置に係る費用、それと続きまして同じく13節地域おこし協力隊の事業推進に係る費用、15節工事請負費として定住促進住宅を増築する

ために必要な費用でございます。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは引き続き51ページ、徴税費でございます。税務総務費でございますが、これは町税にかかる人件費ということで、職員給または固定資産評価審査委員会委員報酬等でございまして、昨年度とほぼ同額の内容となってございます。

2目の賦課徴収費でございますが、880万円の増額、率で27.4%の増額となっております。これは、次ページ52ページの13節委託料の土地の評価業務等にかかる部分の増額ということで、この委託料の下段ですね、土地評価等業務、画地認定業務、状況類似データ化業務等が新たに今年度追加された業務ということで、その部分の影響額が予算に表れているというところでございます。

以下、53ページまでの予算については例年どおりの内容となってございます。

続きまして、戸籍住民基本台帳費でございますが、こちらは前年比8.58%の減ということで、これは例年人件費等が主なものでございますが、次ページ54ページの19節の通知カード、個人番号カードの関連事務費の交付金が昨年より減額されたという部分がこの減額の主な内容となってございます。以上です。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 55ページの2款4項選挙費でございます。歳入でもご説明申し上げましたが、本年度は参議院議員通常選挙が執行される予定でございます。参議院の任期満了日が28年7月25日でございますので、その前に選挙が執行されますけれども、この選挙からいわゆる18歳以上が新有権者として新しく選挙人名簿に登録される予定となってございます。以上です。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 57ページ、統計調査費でございますが、1目は人件費等の総務的な経費でございます。2目調査費、前年と比べまして580万円程減っておりますが、去年は国勢調査があったため640万円ほどの予算をとりましたが、今年度は大きな調査がないということで、このような措置をさせていただきました。以上でございます。

○委員長（高橋兼次君） 局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、58ページの監査委員費でございます。監査委員活動に要する所要経費、監査委員2名の報酬を初め職員1名の給与などを計上しております。以上であります。

○委員長（高橋兼次君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、2款総務費の質疑に入ります。質疑ございませんか。及川委員。

○及川幸子委員 それでは総務費の中で全体の先ほどのプロパーと派遣職員との人数はお伺いしましたけれども、そのほかに町で経費をもつ職員は、もちろんプロパーは町でもちますけれども、その派遣職員の内訳で、その市、町で採用している職員の人数とそれから県で採用されている人数と、それらのあとは金額ですね、それをわかっている範囲でいいですので、できれば紙ベースでいただくと都合がいいんですけども、持っているのであれば。お願いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 資料がばらばらでございますので、口頭で申し述べさせていただきたいというふうに思います。わかりやすく説明申し上げたいと思います。

予算は予算でございますので、今現在の平成27年度末の状況が大体28年度の当初と同様にだろうかなというふうに思いますので、現段階での人件費相当について申し述べさせていただきたいと思いますけれども、現在自治法の派遣職員の延べ人数は117名でございます。6ヶ月任期で帰る職員もいますので延べ人数は117名。この内訳でございますけれども、宮城県、県からの派遣職員を除いた他市町村の派遣が95名、宮城県からの派遣職員が7名、宮城県の任期付の職員で派遣されているのが15名、そのほか町の任期付職員が20名という形でございます。

経費でございますけれども、自治法派遣の職員については8億8,000万円、県派遣職員の、いわゆるプロパー、正規職員の派遣を受けていますけれどもその7名分で大体6,200万円。町の任期付職員が1億2,500万円という形でございます。合計いたしますと10億7,000万円に近い金額でございますが、結局この金額については全て震災復興特別交付税で対応となってございます。

そのほかに、震災後に採用した新規採用の職員で復旧復興に特にあたる職員、それといわゆる割愛の職員が2名、今教育委員会と企画課に2名、国からと県からの職員がいますから、それが29名分が震災特交の対象になっておりますので、全体経費といたしましては平成27年度は13億5,000万円に近い金額、これで精算されるという見込みでございます。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 27年度は13億2,000万円ということなんですけれども、これから復興期から中期に入っていくわけですけれども、この流れが人数がどのぐらいどの年度まで続くと思われ

るんでしょうか。お伺いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 昨年来、町長と一緒に派遣元の自治体に訪問した際にお話をしているのは、平成28年度がまず復興事業のピークであろうということで、今年度の4月1日現在の採用の職員数がほぼ頂点の部分だというふうに考えてございます。従いまして、復興事業務の終了とともに、組織の改編も28年度に行う予定となっておりますので、徐々に派遣職員は減ってまいります。最終的には派遣職員ゼロでプロパーだけの職員が残るわけですけれども、それが来年の4月1日にどれだけ減っていくのかというのは、今現在はつきりした数値は申し上げられませんけれども、確実に減っていくことは確かだということでお話をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 そこでプロパー職員、最後に残るのはプロパー職員なんですけれども、以前に補正、多分私の記憶では補正だったと思うんですけども、5人の病休ですか、そういう方が今休んでいる人たちがいるということを伺ったんですけども、そういった大事なときに5人という人数は大きいと思うんですけども、その辺今後どのように考えていくのか、また、今子ども子育てに町としては町長も力を入れているところなんですけれども、保育所の職員の人数が足りなくて臨時職員がいます。そしてまたそのプロパー保母から一般事務を行っている方もおりますけれども、その辺何かやろうとしていることと職員の人数がギャップがあるのかと思われますけれども、今後そういうところに力を注いでいくという割には人件費のかけ方というかプロの保育士が臨時でなっているような懸念があるよう見受けられますけれども、その辺を今後どのように考えていくのかお願ひいたします。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 27年度中、28年度もそうですけれども、保育士は相当新規採用職員を確保してございます。当然通常の予算編成になってまいりますと、震災復興の対応ができないわ�ですから、適正な正職員の数、これは条例で決まってございますので、それをふやすことは今後は考えてございません。財源も目減りしている中にあって予算編成をしていくことになりますので、必要に応じ穴が開いた部分については臨時職員で対応していくしかないのかなというふうに思っております。

○委員長（高橋兼次雄君） お待ちください。暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後 2時16分 休憩

---

午後 2時29分 開議

○委員長（高橋兼次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、及川委員に対する答弁漏れがございましたので、答弁させます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 病休の職員に対してお答えが漏れておりましたので、改めてお答えさせていただきます。現在病気の職員は4名おります。そのうち、2人がメンタルな面で、精神的に疲れた職員で休んでいる職員がおりますが、その休んでいる職員の部分の事務、事業につきましては、当然それぞれの所管課で補って対応しているということなので、特段その部分について人的配置をしている状況ではございません。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 それでは質疑のほうを続けさせていただきますけれども、50ページ、地方創生推進費の中で13委託料なんですけれども、この中で施政方針でも出ております3つ目、移住・定住人口の増加対策に関連するのかと思ひますけれども、この中で移住相談支援業務委託料、地域おこし協力隊事業推進業務委託料ありますけれども、ことしの分で合わせて1,280万円ですか、去年の分もあるんですけれども、去年の分では600万円の空き家対策の分、以前もこれについては半分ほど聞いたと思うんですけれども、その中で委託契約、その後において私が質問したあとに委託契約書を出してくださいということで出していただいたんですけども、その中で調査結果報告は平成27年10月30日までに取りまとめ提出すること、ということで成果品について明記されているんですけれども、その辺の、ことしも新年度で出てきております。同じ事業ですね。同じ事業が5つほど出ていますけれども、その結果を踏まえて28年度こういう事業を再度計画したものと思われますけれども、その実績のほどをお願いいたします。実績等、予算とった内容ですね、お伺いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） それではまず結果のほうについてですが、先日ご説明申し上げたとおり、4件といいますか、10月の時点で報告いただいたのは実際に空き家調査を抽出的に行って、そのエリアで使えそうな物件が4件あったということでの結果をいたしております。全ての調査結果は、この委託事業は空き家調査だけではなくて、先週お配りさせていただきました契約にもありますとおり、他の移住セミナーや就業体験ツアー等の事業もありますので、その全ての結果報告については先日申し上げたとおり18日に出ることになっ

ております。28年度の事業につきましては、この空き家調査を実施するというものは事業の中には含まれておりませんで、先ほど資料でお配りしておりますその他の事業を実施するということで考えております。なお、この空き家調査につきましては、この調査結果を詳細に分析をしてしまして、うちの町であるべき空き家対策がどのようなものかというのをしばし検証させていただきまして、今後必要に応じて補正予算等で対応させていただくということにしておりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。及川委員。

○及川幸子委員 それではこの移住総合窓口業務、これは去年と違うとおっしゃいましたので、この中身とここの成果品、27年度分の成果品全てだと思うんです。本業務における成果品は以下のとおりとする。業務完了報告書2部、業務完了届、移住セミナー報告、移住就業体験セミナー報告、移住相談業務報告、空き家、空き地状況調査結果報告。調査結果報告は平成27年10月30日までに取りまとめ提出すること。移住・定住、空き家調査マニュアル会議等議事録。このようにうたっているから、私は10月30日までにこういう報告が出ているものと解すものです。そしてまたその上で、28年度同じ項目のものが1,280万円で計画されていますけれども、違うと言うんであれば一番の移住総合窓口業務というものをお示しください。

○委員長（高橋兼次君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） 移住総合窓口業務につきましては、実際に有人によります移住総合の窓口、うちの町に多くの方が交流人口、観光等で来ていただいておりますが、そういった方々の中に移住を希望されている方がいらっしゃるというふうに聞いております。また、全国的には地方へ移住をしたいと潜在的に思っていらっしゃる方がいらっしゃいますが、それの方を当町へいかに円滑にかつ有効的に移住していただくかといったものを、そこを窓口ということで一元的な窓口を設けまして、そこで移住が円滑に進むように取り組みを行いたいというものですございます。こちらを来年度契約等終わりましたら実施したいということで考えております。（「金額の説明」の声あり）失礼しました、716万円ですが、有人ということで申し上げましたが、そちらに係る人件費ということで700万円程度を想定しております。そのほか、電話代や窓口運営に係る経費ということでそちらの金額を計上しております。

○委員長（高橋兼次君） ほかにございませんか。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。56ページなんですけれども、参議院選挙があるということですので、以前にもお伺いしましたけれども、年々選挙の投票率が下がっていくのが問題になって

いまして、例えばポスターの掲示板の箇所、投票所が減っておりますので、投票率を上げる対策についてお伺いしたいと思います。この掲示板の設置場所とか変更になっているのかどうかお伺いします。それから関連なんですけれども、学校の教職員についてでの、選挙年齢が18歳になるということで、教職員の政治活動、あるいは高校生の政治活動についていろいろ議論があるところでありますけれども、特に今教育委員会として、教職員に対する政治活動について何か指示とか伝達とかあるいは規制とかというのは行われているんでしょうか。

○委員長（高橋兼次君）　総務課長。

○総務課長（三浦清隆君）　選挙の投票率については、震災前、震災後、選挙民の動向というか、選挙行動はあまり大きく変動してございません。震災前は投票所も確か15カ所ぐらいございましたが、現在は9カ所に減っているんですけれども、こと町政の選挙は非常に高い投票率なんですが、県政、国政の選挙は投票所の数とかポスター掲示場の数に左右されずに低迷した投票率ということでございますので、根本的な何か、選挙民を選挙に促す、そういう活動が必要なんだろうというふうには考えてございますが、なかなか打つ手がないというのが実態でございます。また震災後は白バラの活動とかそういった運動もしてございましたが、行政区長さん方で推進協議会等も確かにございますけれども、実態としてはそういった状況でございますので、これは大きな命題として今後とも取り組んでいかざるを得ないというふうに考えてございますが、7月の選挙でどれだけの投票率が確保できるか未知数でございますけれども、いずれ18歳以上の高校生になれば選挙権が有する形になりますので、先日も学校で模擬投票等も行っていますので、子供たちの選挙に対する関心度は相当高くなってきたいるんだろうというふうには考えてございます。

あとは教職員の関係は教育長のほうから説明していただきます。

○委員長（高橋兼次君）　教育長。

○教育長（佐藤達朗君）　町の公立学校の教職員については、教育公務員としての立場をわきまえた行動をとるようにということの指示だけで、それ以外のことについては特段どうのこうのいうようなことは指示はしておりません。

○委員長（高橋兼次君）　小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員　先生のことなんですけれども、これは断定というか確認した話ではないんですけども、やはり学校のほうから校外での政治活動は気をつけるようにとか、政治的な会合にはいかないようにとかと言われたということはありますので、そういうことがなければいいと思いますので、もう一度お伺いします。

○委員長（高橋兼次君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 教育委員会としてはそのようなことは指示はしておりませんので、あくまでもやはり教育公務員という立場はしっかりとわきまえてほしいと。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかに。山内昇一委員。

○山内昇一委員 1点だけお尋ねしたいと思います。50ページですね。道の駅整備推進協議会委員会の報償費がありますが、55万5,000円ですか、この内容といいますか、会の委員会の内容等、それから現在どのような話に進んでいるのか、話せる程度でお願いします。

○委員長（高橋兼次君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） それでは私のほうからご回答させていただきます。道の駅整備推進協議会につきましては、現在、観光交流拠点のほうに道の駅を整備するということで、町として取り組んでおりますが、その整備をする段階で道の駅として国交省のほうから認定をいただくに当たって、地元の住民の方々、産業団体等の方々及び有識者の方々等のご意見を総合的に踏まえるようにというご指示をいただいております。そのため、道の駅整備推進協議会と一応銘打っておりますが、そちらの協議会を発足させていただきまして、道の駅の基本構想及び基本計画を今後策定するということで予算計上させていただいておりますが、こちらの協議会は来年度にこちらの予算が成立したのちに発足をさせていただきたいと思っておりますので、現在ではそのような協議会が設置したいということでの予算計上でございます。

○委員長（高橋兼次君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 設置しただけだということですね、国交省の許可を得るまでこれから活動することだそうです。そういうふうに受けとめました。町の玄関口として三陸自動車道がいいよ供用開始になるわけですが、今工事災害等でちょっと遅れているわけで、三滝堂のほうが早いと、来月早々開通するということになっておりますが、この集客の重要な機能として私は位置づけられると思います。それで南三陸町を訪れる方は45号線そのほかの道路もございますが、398号もございますが、やはり新しくできる三陸自動車道を通ってくる方も多いのかと思います。そういった中でこの整備推進の協議会の委員の方々が将来、将来といいますか、話し合われる内容が町の復興にとっていい方向にいくのはもちろんですが、どういったことを話されているのか今時点の話を聞きたかったんですが、まだということですが、これは私も一般質問等でもいろいろご質問し、さらに答弁をいただいておりますが、創造的復興に向けてのまちづくりにどのように真価が問われるのか、あるいは委員会の今後の活動いかんによっては大

きく町も変化してくると思いますので、今後の話し合いの方向をどちらに持っていくか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） まさに今後協議会を設置するということで、具体的に何か決めているということではございませんが、町の復興計画や総合計画、こちらの趣旨にのっとったものにしつつ、住民の方々のニーズを反映できるような基本計画、基本構想になるように協議会を運営できればと思っております。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかに。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 8番です。お伺いいたします。まず39ページ、一般管理費の中で5節に災害補償費5万円と少額でございますが、療養補償費という形でこれまでにないような項目が記載ございます。どういう内容なのか。

それから49ページ、12目のまちづくり推進費の報償費にふるさと納税者謝礼というふうにございます。前年度当初では240万円というふうな予算措置が420万円と約倍の数字になっておると。何か見直しでもかけたんでしょうが、どういうふうな内容になっておるかお聞かせください。

それからもう1点、52ページ賦課徴収費13節の委託料の下から3つの項目ですか、土地評価、画地認定、状況類似と、これが新しくというか前年はなかったんですが、本年度予算で計上されたと。その業務内容、委託内容ですね、教えてください。

それから、前者も質問しておりましたが55ページの選挙費でございますが、参議院選挙から18歳以上ということになります。我が町は毎回選挙のたびに投票率が低迷している、いわゆるワーストと、下のほうから数えたほうが早いというふうな毎回そういう選挙の状況になっております。それで例えばこの18歳以上というふうになった場合、どれだけ選挙人登録というか人數がふえてくるのか、そのへん概数で結構ですから教えてください。以上です。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 5節の災害補償費の5万円の内容について、これは公務災害等が被った職員に対する療養補償なんですが、ちょっと人数等失念しておりますので、その答弁だけはちょっと留保させていただいて後ほどお答えさせていただきたいと思います。

それと、選挙の関係で登録者がどれだけふえるのかというご質問でございますが、本年3月の定時登録の際は、いわゆるそれは18歳は入ってございませんので、1万1,675名で一応定時登録はしてございます。次、3カ月に一遍なので6月1日現在での登録日が来るのですが、あ

くまで参議院の選挙時登録は6月19日以降となりますので、6月もう恐らくこの数字にはほとんど変動はないと思うんですが、選挙が7月に今のところ予定が7月10日でございますけれども、満18歳以上で約280名ぐらい増加するという見込みでございますので、全体として1万2,000人にちょっと欠けるぐらいの選挙人の名簿上の登録者数になるんじゃないかなというふうに見越してございます。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 2点目のふるさと納税の謝礼の関係でございますが、ご案内のとおり、当町恐らく宮城県で一番最初に返礼品をやった町でございます。その間ずっと同じように地元の特産品をベースに返礼をさせていただいておりました。昨今いろいろ納税返礼合戦というようなことで、我々も1年どっちがどうなんだろうという、正直迷っておりましたが、ふるさと納税を獲得するための枠がどんどん広がってきたということから、今までのような考え方から一步踏み出さなければいけないんだろうということで、今回当初予算に倍に近い額を計上させていただきました。内容なんですが、これまでの特産品につきましては、変わらず実施してまいります。1つ加えますのはクーポンというものを考えております。クーポンの対象となるメニューにつきましてなんですが、ふるさと納税をしていただいた方に南三陸町に来ていただくようなそういうオリジナル商品をつくったらどうだろうと。例えばなんですか、5万円とか10万円とかの寄附をされた方には一定のクーポン券を用意して、このクーポン券でとりあえず南三陸までは来てくださいと。一泊二日、地元に泊まって海の体験、山の体験をしたりあるいは帰りに地元のお土産などを買っていったりと、そういうような宿泊体験もできるよう、そういうクーポンにしたらいいんじゃないかなということで、関係課、産業振興課も含めて相談に乗っていただきながら、ようやく4月からできそうだというようなことになりましたものですから、今回関連予算として、足るか足らないかはもちろんわかりませんけれども、倍近くの予算措置をさせていただいたというところでございます。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは徴税費の委託料の関係で、業務の内容についてご説明させていただきます。まず1点目の土地評価等業務委託料でございますが、これらはいろいろな業務が中に入っておりますので、代表的なところを申し上げますと、現在標準宅地を150ヵ所ほど設けておるんですが、28年の7月時点での時点修正ということで価格をまた現時点での評価額を見直してもらうという部分が一つ、それから平成30年の基準年度、評価替えの年度になりますが、その用途区分だったり状況類似区域等の区分や標準宅地との検証業務、それから28

年度に新たに新規の路線を引くことが必要になってきますが、それらの敷設等とその評定業務等、それから全体としては現行評価の検証業務も含めてこのような予算ということになってございます。

それから2点目の画地認定業務委託でございますが、これは先にご説明しておりますが、GIS等導入業務の中に固定資産税の情報管理システムという新たなシステムを構築する予定でございます。そのシステムの中に宅地に関する評価の現状を図面や表等に、より確認しやすいように整理してさまざまな角度から分析していただきまして、課題等を抽出して課税根拠となる裏づけの資料をきちんとしたものをつくっていくというような内容の業務をそのシステムに合わせた形で行うということで、新たに追加した業務でございます。

それから3点目の状況類似データ化業務というのは、今まで状況類似区域、標準宅地を中心として状況類似、同じような価格の地域を区画して整備しておったんですが、これが今まで紙ベースでしかなかったということで、これを電子化する業務、簡単に言うとそういった業務をお願いして、業務の簡素化、合理化に努めていきたいというような内容でございます。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 5節療養補償費の資料が今確認できましたので、改めてご答弁申し上げます。本予算については、26年度も一時期一般管理費に計上した経緯がございますけれども、説明で先ほど申し上げましたとおり、臨時職員が公務災害に遭った際の通院治療費とか薬剤費、1名分を当初予算で一応計上させていただいたという内容でございます。

○委員長（高橋兼次君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 順序にまいります。その療養補償費、いわゆる臨時職員の公務災害対応ということで、これは26年度にもあったということで、昨年度はなかったですよね、本年度また計上したということはどういうことなのか、そういう方がいるのかどうか、その辺ですね。

それからふるさと納税ですが、私も決算で申し上げましたけれども、自治体間で相当エスカレートしていわゆる競争になっておるような状況下にもございますが、やはりいわゆる国策の中で税制面で優遇されておるという形もございまして、納税者というか納税寄附者も一定の期待をしながら、いわゆるふるさと納税をするというマスコミ報道もございます。そこで、町民税務課長、制度的には変わりはないんでしょうかね、これまでの制度と。

それから選挙につきましては、いずれ18歳以上というふうなことで非常に、何というんですか、啓蒙というかその辺が難しいんだろうと思いますが、先ほども申し上げましたが0.5%でも1%でも投票率の向上をめがけてひとつ、やはりそういう認識が必要でしょうからその辺の

啓蒙を強化していただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 現在公務災害で休業している職員はおりませんので、予算として発生した際に速やかに対応できるというような形で予定計上とさせていただいてございます。選挙につきましては、佐藤委員のご指摘のとおり啓発活動に努めまして、1%でも投票率が向上できるように努力してまいりたいというふうに思います。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） ふるさと納税の仕組みに変化がないのかということでございますが、基本的に寄附した額から2,000円を控除した部分が所得税または住民税から控除されるというような大枠での制度になってございますが、27年4月から住民税の控除の限度額が今まで所得割額の現行1割だったものが2割まで拡大されたということで、要するに同じ寄附をしても控除を受けられる額が、枠が広がったというふうな制度改正がございます。それから、確定申告を行う際に、ワンストップサービスというものが、これがやはりふるさと納税ワンストップ特例制度というものが27年4月から始まっておりまして、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税をする場合、その寄附行為だけで確定申告をわざわざしなくても済むようなシステムを構築したというようなことが主な改正内容となってございます。寄附の仕方等については従来どおりと変わってはございません。

○委員長（高橋兼次君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 療養補償費1名分、いわゆる存置的な計上という理解でよろしいですか。

それから先ほどちょっと聞き忘れましたが、賦課徴収費3項目の委託料でございますが、いずれにしても現在復興に懸命になっている我が町の土地という部分の今後の評価をする部分の一つの基礎データづくりなんだろうというふうに思います。いずれ委託でございますので、町民税務課長、ひとつ落ち度のないように、いわゆる委託しっぱなしではなくてきちんと検証するような形で成果品を確認していただきたいというふうに思います。

それからふるさと納税、予算も倍額にしたということで、いわゆるクーポンですね、非常にいいことなんだろうというふうに思います。前にも決算のときに回答をいただいているが、いわゆる過激な競争ではなくて、やはり南三陸町ならではのそういう謝礼というか、感謝の形というものを形に表していくということが重要なのであります。今企画課長から回答を得ましたクーポンというのはいわゆるうちの町に泊まっていたい、うちの町のよさを堪能してもらうと、非常にいいことではなかろうかと思います。その辺はどんどん今度、補正予算組ん

でもどんどんその辺をアピールしていただきたいというふうに思いましたところでござります。

それから、町民税務課長、企業からのいわゆる寄附ですね、それも認められたというか門戸が開いたというふうな話、こう頭にあるんですが、その辺いかがですか。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） おっしゃるとおりでございますが、ちょっと詳しい制度の内容、この企業版につきまして手持ち資料がございませんので後ほど説明させていただきたいと思います、済みません。

○委員長（高橋兼次君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） 企業版ふるさと納税について私のほうから現在入手できている情報の範囲内でお答えさせていただきますが、現在、内閣府のほうから国会のほうに税制の改正ということで法律が提出されておりまして、現在国会のほうで審議中と聞いておりますが、具体的には企業のほうが地域再生計画という地域再生法に基づく計画がありますが、これを策定した都道府県市町村に対してその事業内容について共感を得た場合に寄附をすると能够なことがあります。それでその際に税負担軽減のインセンティブを与えるということで、寄附額の3割に相当する額を税額控除する、具体的な法人住民税で寄附額の2割を控除、法人事業税で寄附額の1割を控除、事業税額の20%が上限というふうに聞いております。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかに。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 全部で3点か4点かになるかと思うんですけれども、まず50ページ、目で言うと14目の地方創生推進費の中で一番下に定住促進住宅の移築等工事というのが設定されています。これは詳しい説明はありませんでしたけれども、恐らく今住所で言うと峰畠になるんでしょうか。5戸で整備されている分の追加ということかと思いますが、どこにどれくらいの規模でいつ頃整備されるのかと。最初に聞いておきますけれども、それに関する入居の要件ですね、以前からの見直し等あるのかないのかお伺いしたいと思います。それがまず1点ですね。

それから、54ページになるかと思うんですが、こちらも一番下段に通知カード・個人番号カード関連事務費交付金ということでございます。昨年より減っているということなんですが、先般いろいろな質疑の中で、この個人番号カードの普及率といいますか、町内でどれぐらい使われているかということに関しては非常に1桁代のパーセンテージだったかというふうに記憶しております。その関連事務費の交付金ということですので、これがどのように作用するのかということと因果関係があるのかどうか、お伺いしたいなと思います。具体的にど

のような内容なのかということですね。

それから次のページ55ページに選挙費ということで、さまざま計上されております。先ほどから投票率の関係とかいろいろなお話、18歳以上に選挙権が引き下げられるというお話もありますが、予算の中では投票所までの足、移動手段の確保という観点ではあまり計上されていないのかというふうに思います。予算がどのように考えているのかということをまずお伺いしたいということと、例えばバスを出したりとか何かの手配をするということなのであれば、これは私も以前から言っていますけれども、要は乗る人がほとんどいなかつたりとか、実態、投票率の向上であるとか、町民が利用しやすい形になっていないというような声をさまざま聞きます。その辺どのように反映させていくおつもりなのかということをお伺いします。

以上3点ですね、お願ひします。

○委員長（高橋兼次君）企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）1点目の促進住宅の関係でございますが、後藤委員お話のとおり、峰畠住宅の第二弾ということでございます。場所は志津川地区を予定してございます。ただ、予定地建築するまでに、前処理というわけではないのですが建築のためのさまざまな準備事務、条件整備をしなければなりませんので、若干そこについては志津川あたりだという考え方は複数候補は持っているんですけれども、ここにという完璧に決まった場所ではございませんが、そういったことでご理解をいただきたいと思います。それから戸数は10戸でございます。館の住宅の残り10戸と。それから入居要件なんですが、前回の入居要件を元に1カ月ぐらい前だったでしょうかね、今峰畠に住んでおられる方と意見交換をさせていただきまして、幾つかいい点悪い点、言っていただきました。それで悪い点、これからしっかりと反省をしながらより多くの人に納得して理解をして入っていただけるように努めてまいりますということをお話をさせていただきましたので、これから入居要件の制度設計について少し緩和できるようにやつていきたいと思います。

○委員長（高橋兼次君）町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君）通知カード、個人番号カードの事務費交付金ということで、こちらは歳入の22ページをごらんいただきたいんですが、国庫補助金で全く同額を計上させていただいております。この内容は、通知カードだったり個人番号カードだったりの発行業務に係る経費を国のほうで各都道府県に割り振って、またその都道府県の各自治体の人口によって27年度の経費、28年度の経費を配分して示された数字をうちのほうで計上しているという内容のものでございまして、歳入で受けてそっくりその全額をJ-LIS、地方公共団体システム機

構でしたか、こちらに事務費として交付するというような性格のものでございます。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 選挙の際のバス運行については、参議院議員通常選挙費から今回は省いてございます。基本、28年度4月から新しいバスの運行体系にも移行するということもまずあるんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、いわゆるそういう輸送手段の確保と投票行動がうまくリンクしていない、震災前こういった形で公共交通がなくてもやはり選挙の種類によって投票率が変動するということで、ポスター掲示場や投票所の多寡に応じて投票率が変動するということではございませんので、根本的に選挙民に対する選挙啓発のあり方そのものをもう少ししっかり検証して見直していく必要があるんだろうというふうにまずもって考えてございます。従いまして今回はバス運行はとりあえず中止という形をとらさせていただいているといった次第でございます。

○委員長（高橋兼次君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 では1つずついきたいと思いますが、まず定住促進住宅ですね、具体的な場所はまだはっきり決まっていないけれども、志津川地区のどこか、非常に広い範囲かなと思いますけれども、10戸、同様の今建っている5戸と同様な形式になるんだろうなと思いますが10戸建つと。その入居要件をいろいろ意見交換した中でいい点悪い点あったと。反映させていきたくということですけれども、悪い点というのは一体どういう意見が出たのか私もぜひ聞いてみたいと思います。

それから54ページの個人番号カードなんですけれども、国からいただくというか、国でおたくの自治体はこれぐらいの経費を負担してくださいと、その分国で出しますからと、いったものがそのままJ－LISにいくということだそうですが、49ページに11目の電子計算費の中で地方公共団体情報システム機構負担金という支出が104万5,000円ほどあります。これJ－LISですよね。その国から出る分も自治体を経由してJ－LISにいくと。自治体は自治体での負担金の中でJ－LISに出していると。どういう仕組みなのか、それぞれ理由があるんだろうと思いますので、ちょっとご説明いただければと思います。単純にJ－LISに、こちらで自治体の事務費用を肩代わりしてもらっているのでお支払いしますということならば、何も二つに分ける必要があるのかと思いますので。

それから55ページの選挙に関してですけれども、投票所までの輸送手段、公共交通を確保するという必要性と投票行動というのが直結していないという分析があるというようなお考えのようです。それも一つの当たらずとも遠からずといいますか、そういう側面も一つあるのかと

思います。あるならば、それにかわる手段というものを当然考えなければいけないと思うんですけれども、具体的に言えば期日前投票かと思うんですね。投票所に日曜日のその選挙当日に行くということではなくて、普段仕事されている方であるとか、18歳ということになると学校に通いながら投票するタイミングというのも考えなければいけないのかと思いますので、不在者投票であるとか期日前投票というものをもっと有効に使っていただく必要があるのかと思うんですね。そういう予算がこの中にバスにかける費用を省いたのであれば計上してもよいのかと思うんですけども、その辺はどのようにお考えですか。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） いい評判を聞いてもらえるのかと思ったらその逆だということですが、いろいろありましたけれども3つぐらい記憶にあるもの。まずこの促進住宅をつくろうというきっかけだったんですが、毎日登米市から町の復興支援のために通っておられる方が、結局こっちで寝るところがないものですから、その方々を何とかしてあげなければというところがきっかけでございました。従いましてよそから町に住民票を移して住んでくれる方というところがまず1つの条件だったんですが、ではもともと南三陸にとっくに移住してシェアハウスとかいろいろな住まいを自分で調達していた人には、どうしてくれるんだというのがございまして、そこはいろいろお話し合いの中でご理解をしていただいたところが1つですね。それから保証人を立ててくださいというお願いをしてございます。例えば東京だ大阪だという遠くから来て、会社も辞めてこちらに来るのに知り合いもいとこもはどこもいない中でどうやって保証人を立てられるんですかという言葉がございました。町のほうでは何としても保証人を立てるということではなくて、例えばあなたがこの住宅に入って具合を悪くしたと、その時に緊急的に駆けつける場合に誰かにことわりを入れないと入れないでしょう、だから立会人というか管理人というか、そういう形でもいいから立ててくださいというようなことでご理解をいただいたということで、どうしても立てられない人には個別に入居時に相談をしましょうというようなことでございました。あと1つ、最後には40歳という条件ではないですけれども、39歳と40歳はどう違うんだみたいなことでいろいろ出ましたけれども、今回特に大きな根拠もなくおおむね40歳ということできさせていただいたので、これからはもう少しその年齢要件については考えていきますと。大きく3つぐらいのお話で、あとは建物そのものの居住環境ですかね、そこについてはお褒めをいただきましたが、部屋、隣同士の人間関係といいますかコミュニティもおおむね仲よくやっておられるということでしたので、安心したところであります。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 済みません、49ページのまさしくJ-LISのことでございますが、こちらは全国の自治体が加入しているということで、この機構本来の運営費の各構成自治体の負担金ということでございます。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 参議院議員選挙は今のところ6月23日公示、7月10日の投票の線が強いということで、その形で今準備が国のほうでは進められていると思うんですけども、公示されれば期日前投票が始まりますので、おおむね2週間の期間期日前投票が行われます。常時併設するのは役場、それと支所が多く、ほとんどの期間設置することとなりますけれども、そのほかはあとは仮設住宅とか入谷公民館等の設置ということで、これらの施設に係る費用は無料でございますので、特段積極的に選挙費のほうに予算計上はされてございません。職員の人工費の対応ということで選挙事務が執行されるということでございます。

○委員長（高橋兼次君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 1点目の定住促進住宅に関してですけれども、悪いところの反省を次に生かしてほしいと思いましたが、いいところもついでに言われてしまいましたけれども。何か不公平感といいますか、今までそういう要望があったんだけどもこのタイミングで出てしまって、ほかに自分の力で町内に住居を構えていらっしゃる方とかにとつてはある種不満というかということも出たというようなお話をしました。けれども、町長よくおっしゃいますけれども、ある種の不公平感はしょうがないんだと。しょうがないんだとはつきり言ってしまうと何というかいろいろなところに目を向けないで自分の考えだけというふうに聞こえてしまうので、あまり使いたがらないと思いますけれども、ただその事業をやることによってそういういい目を見る人がいるというか、好影響もあるんだということにまず目を向けるべきだらうという考え方だと思うんですね。であればそこは逆に堂々としておいていただきたいと思うんです。ただその一方で今3つほどそういう不満があったということで、40歳という制限は何で40なんだという話は大した根拠もなくびっくりするような発言もありましたけれども、年齢は若いほうがいいと。それは町の我々としても素直な気持ちとして20代30代の方と今後町の未来を夢いっぱいに語り合いたいという気持ちはありますので、それが40歳以上の方ができないのかと言われるとそんなことはないですけれども、できれば40歳以下がいいと、それは正直なところそうだと思います。今後見直すということでありますので、現場にお住まいの方の意見というのはこれはかなり貴重なものだらうと思いますし、なかなかそういった話を町の町内、庁舎内に届ける機会というものもないんだろうなと思います。そういう機会がせっかくあったそうですの

で、ぜひ大事にしていただきたいなど。これは復興、定住促進住宅に限らず、さまざまな府内で所管している事業、いろいろなジャンルで町民が本当はどう思っているのかということをちゃんと聞いていくということは大事なことだと思いますので、ぜひこのジャンルだけに限らず重ねてお願いしたいという部分です。

J－L－Sの関係は49ページのほうは、構成している自治体の負担金だと、54ページのほうは関連事務費の交付金だと、書いてあるとおりの答弁なんですかけれども、単純に何で2回出すのという疑問がやっぱり解消されないままなんですかけれども、制度上のいろいろな複雑な仕組みは個人的にももっと勉強したりいろいろお話を伺いしに行きたいと思いますので、覚悟しておいていただきたいと思うんですけれども、単純におかしいと思いませんかということだけちょっとお伺いしたいと思います。おかしくないというんだったらおかしくないでいいと思います。

それから選挙、その費用、予算に反映されるかされないかということもそうなんですかとも、災害臨時バスで走っていたときに何とか事業者さんたちにお願いして選挙の、大体休日、日曜日ですから日曜日にも走らせてくれとお願いをして利用していただいていたという経緯があります。思い切ってそれは今回はやめましたということであれば、やめたんですけれども投票に行ってくださいと。要はお願ひするわけですから、そこはちゃんとした考え方、戦略というか、何となくそう思ったのでそうしましたでは町民の投票行動が向上するとはやっぱり思えませんので、今までやってきたことをやめたのであれば、やめた上でさらに投票率を上げたいということなのであれば、それは何らかの考えがあってしかるべきかと。代案なり副案なりがあつてしかるべきかと、私の立場からはそう考えるんですけども、ただ選挙ですので行政サイドからどうのこうの、そういう取り組みをしてもらうということも大事ですけれども、我々議会としても当然そこには何らかのアプローチというものは必要だろうと思いますので、これは両面言いつぱなしではなくて我々の側でも考えなければいけない部分もあるのかということは申し添えておいた上でもう一度お伺いしたいと思いますがいかがですか。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 促進住宅の入居要件、それから移住者対策については今申し上げたとおりでございます。そのほかにも実はたくさん移住者の声というものが私どものほうに届いておりまして、何か地元の多分役場職員では想像もつかないようなリアクションを持っておられるというところには驚いてもいますので、そういった方々お一人お一人に全て声を聞いてそれをかなえてあげるというのはなかなか難しいのかもしれないです。大切なのは、来る人ばかり

りではなくて受け入れる地元の人たちの、何というんでしょう、寛容性といいますか、そういう気持ち、ウエルカムの気持ちもないとなかなか彼らが孤独になると言うと極端なんですが、そういう彼らだけで集まってコミュニティをとるとかということにもなってしまうので、そういうオープンな機会をつくっていかないと、せっかく彼らが来ても地域の人たちと一緒に溶け込めないのかなというようなことも思いましたので、新たなソフト事業でそういったことにも目を配っていきたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 地方公共団体情報システム機構への負担金でございますが、これについてはマイナンバーに限らず他の業務、住基ネットワークだったり他の業務も全国の自治体を結んだネットワークの業務を担っている団体でございまして、そちらの運営費と今回新たに発生したこの通知カードだったり番号カードの発行に係る経費は別個のものと捉えて国のはうで補助をしているというようなことでございますので、特段重複というようなことではないということでございます。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 国政選挙は日本の将来を左右する大事な選挙でございますので、今回18歳から選挙権が付与されるということでございますので、特に家庭において子供たちが自ら投票に行くので、ぜひお年の皆さんも一緒に行こうというような、そういった環境形成が図れるような仕掛けづくり、これは広報誌を通じるなりあとはポスターにそういった形で入ってくればよろしいんですけども、個々の小さな積み上げからやっていかないとなかなかカンフル剤とはなり得ないというふうに思っておりますので、今回がいい契機でございますので、徐々にその部分については少しずつでも投票率が上がるよう仕掛けを工夫してまいりたいというふうに思います。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。菅原委員。

○菅原辰雄委員 48ページの電算機費の中の15節工事請負費、地域インターネット自営線改修等工事という項目があります。地域インターネット、久しぶりに聞く文言でありますけれども、この辺の事業内容の説明をお願いしたいと思います。

あとは次ページ50ページです。19節の負担金、補助金及び交付金の中で町内循環乗り合いバス負担金がございます。この中で私も以前乗り遅れたらどうするんだということがありましたか、そのときの私の答弁の中で、オープンまでには考えていくという、そういうご答弁をいたいたいたような記憶がありますけれども、この点についてどのようなお考えをもって臨んでいく

のか。

あとは今前者がおっしゃいましたように、移住定住化ということで、木造の今の仮設住宅を移築するということです。これ私の記憶に間違いがなければ5軒分の棟割長屋だと思うんですけども、これは例えば5軒で間違いないですよね。それを例えば、場所の土地の面積によって2戸、3戸とかで分割できるのかできないのか、それで本設でありましょうけれども、耐用年数、これはいくらぐらいみているのか。といいますのは、町内の震災前の町営住宅もかなり老朽化している部分が多くございます。そこへの活用も含めた形で移築はできないのかどうかということでございますので、以上3点お願いします。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） イントラネットでよろしかったですかね。イントラネットなんですが、震災前に地域によって格差があった、例えばコンピューターとかそういう電算の環境を是正するために平成18年度に全町を網羅してシステムを整備しました。ところが東日本大震災でそういったその電柱やら配線やらが全部流失をしたということで、その事業の継続ができなくなったりという事から、今回全部で数千万円の予算なんですけれども、今までではその部分部分的に単年度の予算で障害となる場所だけを撤去してきたんですけども、この機会に全部一気に撤去をしてしまうというような内容だと聞いております。

それからバスの関係でございますが、乗り遅れた方ということではなくて、乗れなかつたと、そういう解釈でよろしいかと思うんですが、10人乗りのバスが行ったんだけれどもそこに12人いたために2人乗れなかつたと。その部分については、これから運行事業者と協議しながら策を考えていきますというような答弁をしたつもりでございますので、基本的にはその流れと大きく変わるものではございません。

促進住宅なんですが、要は10戸の長屋というものなのか、5戸に分割できるのかというようなことと、それと場所の関係でございますけれども、場所につきましては、候補地では多分、今探している場所だと10軒一続きというのは非常に難しいということで、5戸5戸の2棟の住宅になろうかと思います。耐用年数については23年だそうです。

○委員長（高橋兼次君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 地域インターネット、課長、それでは何これ撤去してなくす工事でいいの。何か撤去という今あれしましたけれども、私は改修という名目なのでそれを新たにまた復活するのかと思っていました。まずその辺をお願いします。平成18年当時はいろいろなもので格差という表現も当てはまろうかと思いますけれども、それから約10年経ってインターネットの普及

もかなり進んでいると思うんです。光回線はとっくの昔にやっておりりますので、その点も含めて、課長の表現、発言もちょっと私、撤去と言うからこれまであったのを全部なくしてしまうのか、それともまたそれを復活させて改修という名目で、私はそういうふうに解釈したので、それだったらどんなふうにいくのかと、そんなふうに思っていました。

さっきのマイクロバスの件なんですけれども、本当に1人、表現が悪いですけれども積み残し、それではちょっといかがなものかと言いましたけれども、できれば事業者とこれは、済みませんあるかないかわからないので、本当に1年に1回、2回あるかどうかわからないんだけれども一応保険のためにやっぱりそういうことを手だてをしておかないと、いざそういう事態が発生した場合にその人が泣く泣くその場でたたずんでいるとか、4,000円も5,000円もタクシ一代出して行かなければだめだというような状況も多々ありますので、事業者とそういうふうにやっていっていただきたいと思います。

それで住宅の件ですけれども、5軒続きの棟割長屋をさらに3軒と2軒とかに分割して建てられるかということをお聞きしました。町のいろいろな住宅建設、町営住宅設計画もあろうかと思いますけれども、老朽化したそういう町営住宅もあるのでそういうところの建てかえ等も含めた形で対応というか対策はできないのかということでございます。再度お願いします。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） イントラネットの関係につきましては、もちろん津波被災のない高台の地区については大丈夫なんですけれども、低地部のほうということで、いずれ今基盤整備が進んでおりますので、それができるまで全てのものをいったん撤去してしまうということでございますので、町独自のネットワークも流されたので、それに電柱を共架させて対応をしてきたということでございます。

それからバスの関係については、このあいだの全員協議会でも申し上げましたが、これまでの乗車実績をみて恐らく現在の配備している車両でお乗りいただけるんだろうというような推測はしておりますが、これは人があつてのことですので、そのときになって、やっぱり1人2人オーバーする場合もありますので、そのときにはきちんと対応ができるようにということで、議員、あまりそこはご心配なさらないで、我々もしっかりと対応してまいります。よろしくお願いします。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは住宅についてお答えをしたいと思います。5戸長屋を2戸と3戸に分割できないかということでございますけれども、マルかバツかと言えばマルでござ

いますけれども、ただそうした場合、経費の問題が出てまいります。今7,300万円を計上してございます。1戸当たり730万円でございます。約10坪でございますので、坪73万円という決して安くないお金で再築をするということでございますので、当然単純に言えばある部分を切りますから、柱と梁がふえる、壁もふえるということで、これがかなり割高になるだろうということを考えられます。それから古い木造住宅の建てかえの考え方でございますけれども、いずれ災害公営住宅、近い将来といいますか、一定の時間が経過すると空き戸が出てくるという問題がございます。当然それが予想されている中でさらに建てかえをするということはまず考えられないということで、現在古い建物については可能な限り利用はいたしますけれども、一定期間が来ましたら全てを解体をして入居している皆様については空き戸があればすけれども、災害公営住宅のほうに移っていただくというのが妥当な考え方だと思ってございます。それと先ほど耐用年数23年と申し上げましたけれども、あくまでも税法上の考え方でございまして、減価償却上23年で償却するということでございますので、その辺が適当であろうと、あくまでこれを後生大事にずっと維持するというのもまた管理費の問題がございますので、いずれこれも一定期間が過ぎたら、要は役割が終了しますので、その時点でやはり災害公営住宅のほうに転居していただくということになるかというふうに考えております。

○委員長（高橋兼次君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 イントラネットのほうはわかりましたと言いたいですが、まだよくわかりません。実は今もうでは部分的に活用しているということでよろしいですか。その辺私ちょっと認識不足で済みませんでした。そういうのであれば、一応改修していすれば全町、町域というか震災前のようないろいろな施設とかでそれが活用できるということでいいのかと思います。

あとはバス、心配するなと言うということは、事業者とそういう取り組みはするということで、そういうふうに私は捉えましたので、そういうふうな対応をお願いしたいと思います。

あと町営住宅なんですけれども、それは町の財政とかいろいろな面でそれはそうでしょうけれども、しかしながらそっちでいけばそれだけの負担が大きくなります。例えば入谷地域に住んでいる人が同じ入谷地域の災害公営住宅が空いておればそれはいいんでしょうけれども、それはそれとして、いろいろなところに行かなければだめだし、ただ費用がかかります、しますよね。今のあそこは本当に安い料金で入っていますので、これまでそういう話はいろいろ出てきましたけれども、ここで今どうのこうのじゃないんですけども、そういうことも考えて弱者に負担がかからないような対応を考えていただきたいと思います。企画課長、そういうことで再度確認しますけれども、事業者とそういう取り決めをするということでよろしいですよ

ね。

○委員長（高橋兼次君）企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）はい、その方向で鋭意取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（高橋兼次君）よろしいですか。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君）町営住宅につきましては、今の木造を解体して木造なりＲＣでも何でも構わないんですが、一応新築をすると残念ながら今の家賃では入居できなくて、災害公営住宅と同じ家賃になります。しかも減免がございませんので、1年目から正規の料金が発生しますので、逆にそれはされないほうがよろしいかと思っています。いずれ家賃を決める中で経過年数で減免される計算式になっておりますので、逆に20年後であれば今よりも若干安い家賃で入居ができますので、私は入居者を考えた場合は新築はしないほうが賢明だと思っています。

○委員長（高橋兼次君）よろしいですか。ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（高橋兼次君）お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明16日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（高橋兼次君）ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明16日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。本日はこれをもって延会といたします。

午後3時40分 延会